

射水市教育委員会 11月定例会次第

日 時 平成30年11月30日(金)

午後2時から

場 所 庁舎会議室401

1 会議録の承認

2 事務局報告

- (1) 射水市議会 12月定例会会期日程について 資料 1
- (2) 平成30年12月補正予算について 資料 2
- (3) 射水市議会 12月定例会提出議案について 資料 3

3 協議事項

- (1) 射水市立大門わかば幼稚園の認定こども園化について 資料 6
(学校教育課)

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 小・中学校空調設備整備事業について (学校教育課) 資料 4
- (2) 射水市でのフットボールセンター整備について 資料 5
(生涯学習・スポーツ課)
- (3) 平成30年度射水市子供議会体験プログラムの開催について 資料 7
(学校教育課)
- (4) 平成31年射水市成人式について (生涯学習・スポーツ課) 資料 8
- (5) 教育委員会行事予定 資料 9

5 その他

主な事業の進捗状況等について

※ 次回教育委員会の開催日時について

12月26日(水) 午後2時00分 本庁舎会議室306

平成30年12月射水市議会定例会会期日程 (案)

会期16日間

12月 6日(木)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明(質疑) 日程第4 予算特別委員会の設置
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
12月 7日(金)			議案調査日
12月 8日(土)			休 会
12月 9日(日)			休 会
12月10日(月)			議案調査日
12月11日(火)			議案調査日
12月12日(水)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
12月13日(木)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月14日(金)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問(予備日) 日程第2 各議案の委員会付託
	本会議終了後	委員会	予算特別委員会(説明)
12月15日(土)			休 会
12月16日(日)			休 会
12月17日(月)	午前9時30分	委員会	総務文教常任委員会
	午後1時30分	委員会	民生病院常任委員会
12月18日(火)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
12月19日(水)	午前10時	委員会	港湾振興特別委員会
	午後1時	委員会	予算特別委員会
12月20日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月21日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 招集告示：11月29日(木) 10時00分 議会運営委員会
 13時30分 全員協議会(議案説明)
 発言通告日 代表質問 12月 7日(金) 午後1時
 一般質問 12月10日(月) 午後1時
 予算特別委員会 12月18日(火) 午後1時

平成30年12月一般会計補正予算(案)説明書(教育委員会関係)

1 歳入の内訳

(単位:千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
14 款 国庫支出金	190,819 24,577	冷房設備対応臨時特例交付金(小学校) 冷房設備対応臨時特例交付金(中学校)
21 款 市債	775,700 95,100	小学校空調設備整備事業債 中学校空調設備整備事業債

2 歳出の内訳

(単位:千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費 学校給食センター費	1,935	燃料費(緊急修繕対応分)
学校管理費(小)	992,000	空調設備整備工事
学校管理費(中)	119,800	空調設備整備工事 実施設計業務委託 空調設備整備工事
スポーツ施設維持管理費	2,060	新湊総合体育館大アリーナ床板修繕等

議案第75号

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成30年12月6日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

(射水市大島絵本館条例の一部改正)

第1条 射水市大島絵本館条例(平成17年射水市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第4条中「必要である」を「必要がある」に改める。

第5条ただし書中「、シアター関係施設の使用については、午前10時から午後9時30分までとし」を削る。

第8条第1項中「使用料金」の次に「(入館料を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第8条第3項を削る。

第9条を次のように改める。

(使用料金の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。

第15条第1項中「市長の確認を受け」を「返還し」に改める。

第20条第2項中「第13条、第15条及び第17条」を「第13条及び第17条」に、「第4条の」を「第4条及び第5条の」に、「必要である」を「必要がある」に改め、「、第5条の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と」及び「、第15条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を削る。

第22条第1項中「前納し」を「納め」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第8条第1項及び第2項に規定する」を「別表に定める」に改め、同条第4項中「利用料金」を「規則で定めるところにより利用料金」に改め、同項後段を削り、同条第5項ただし書中「第10条第2号の規定」を「同条第2号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 入館料（1人1回当たり）

個人	一般	600 円
	高校生	300 円
	小・中学生	100 円
	未就学児	無料
団体（20人以上）	一般	480 円
	高校生	240 円
	小・中学生	80 円
	未就学児	50 円

備考 この表において「未就学児」とは、小学校に就学するまでの者をいう。

2 シアター及びパフォーマンスホール使用料金

施設名	使用日の区分	基本使用料金			超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	
		午前9時30分 ～正午	午後1時～午 後5時	午前9時30分 ～午後5時	
シアター	平日	円 9,570	円 19,140	円 28,070	円 4,790
	土曜日・日曜日・休 日	11,010	22,010	32,280	5,500
パフォーマンスホール		1,710	2,280	3,320	570

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のシアターの使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもってパフォーマンスホールを使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 シアターを練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 ミーティングルーム使用料金

施設名	基本使用料金						超過料金 (1時間 につき)
	3時間 まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	
ミーティ ング ルーム	930 円	1,240 円	1,400 円	1,560 円	1,720 円	1,810 円	310 円

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

4 附属設備使用料金 市長が別に定める額

(射水市陶房「匠の里」条例の一部改正)

第2条 射水市陶房「匠の里」条例(平成17年射水市条例第96号)の一部

を次のように改正する。

第17条第2項中「第4条の」を「第4条及び第5条の」に、「、特に」を「特に」に改め、「、第5条の規定中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とを削る。

別表2を次のように改める。

別表2 (第10条関係)

1 陶芸工房(粘土工芸センターを含む。)使用料(1人1回当たり)

区分	一般(高校生以上)		中学生以下	
	市外	市内	市外	市内
個人	310円	150円	150円	無料
団体	220円	120円	110円	無料

備考

- 1 使用料は半日単位で1回とする。
- 2 団体の適用は、10人以上を対象とする。

2 研修棟使用料(1室当たり)

区分	料金(1時間当たり)
和室	310円
会議室	310円
研修室	620円

3 展示館使用料

区分	料金(1日当たり)
展示室	2,480円
手数料(委託費)	作品売価の1割

4 窯使用料 市長が別に定める額

(射水市新湊中央文化会館条例の一部改正)

第3条 射水市新湊中央文化会館条例(平成17年射水市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第3月曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)」を加える。

第7条第1項中「別表1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条第2項中「第12条、第13条及び第17条の規定」を「第11条、第12条及び第16条の規定」に、「第3条の」を「第3条及び第4条の」に改め、「、第4条の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と」を削り、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条第1項中「第19条」を「第18条」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第5項ただし書中「第9条第2号の規定」

を「同条第2号」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

別表1及び別表2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時	
		円	円	円	円	円	円	円
大ホール	平日	40,440	80,880	118,620	99,750	175,910	201,530	20,220
	土曜日・日曜日・休日	46,510	93,010	136,410	114,710	202,300	231,760	23,250
小ホール	平日	10,560	21,120	30,980	26,050	45,940	52,620	5,280
	土曜日・日曜日・休日	12,140	24,290	35,630	29,960	52,830	60,510	6,070
リハーサル室		2,530	5,050	7,410	6,230	10,990	12,590	1,260
楽屋1		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋2		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋3		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋4		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋5		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
展示室(全面)		8,040	10,720	15,540	10,720	16,340	19,540	2,680
展示室(半面)		4,020	5,360	7,770	5,360	8,170	9,770	1,340

備考

1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の大ホール及び小ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
- (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
- (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
- (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180

2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」

という。)をもって使用するときの展示室の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

3 大ホール、小ホール及び展示室を練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。

4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 練習室使用料

施設名	基本使用料											超過料金 (1時間につき)
	3時間 まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時 間	11時 間	12時 間	13時 間	
練習室 1	円 3,300	円 4,400	円 4,950	円 5,500	円 6,050	円 6,380	円 6,710	円 7,040	円 7,370	円 7,700	円 8,030	円 1,100
練習室 2	円 3,300	円 4,400	円 4,950	円 5,500	円 6,050	円 6,380	円 6,710	円 7,040	円 7,370	円 7,700	円 8,030	円 1,100
練習室 3	円 5,760	円 7,680	円 8,640	円 9,600	円 10,560	円 11,140	円 11,720	円 12,300	円 12,880	円 13,460	円 14,040	円 1,920

備考

1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額

(射水市小杉文化ホール条例の一部改正)

第4条 射水市小杉文化ホール条例(平成17年射水市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「毎週火曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)」を加える。

第8条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第8条第3項を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを

1条ずつ繰り上げる。

第16条第1項中「第14条」を「第13条」に、「市長の確認を受け」を「返還し」に改め、同条を第15条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第22条第2項中「第13条、第14条、第18条及び第20条」を「第12条、第13条、第17条及び第19条」に、「第4条の」を「第4条及び第5条の」に改め、「、第5条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と」を削り、「第13条、第18条及び第20条」を「第12条、第17条及び第19条」に、「第14条の」を「第13条の」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条第1項中「第21条」を「第20条」に改め、同条第2項中「第5条第2項及び第8条に規定する」を「別表に定める」に改め、同条第5項ただし書中「第10条第2号の規定」を「同条第2号」に改め、同条を第23条とし、第25条を第24条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金（1時間につき）
		午前 午前9時～ 正午	午後 午後1時～ 午後5時	昼間 午前9時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時	昼夜間 午後1時～ 午後10時	全日 午前9時～ 午後10時	
ひびき ホール	平日	円 21,630	円 43,260	円 63,450	円 53,350	円 94,090	円 107,790	円 10,820
	土曜 日・日曜 日・休日	円 24,870	円 49,750	円 72,970	円 61,350	円 108,200	円 123,960	円 12,440

まどかホール	平日	12,630	25,260	37,050	31,150	54,940	62,940	6,320
	土曜日・日曜日・休日	14,520	29,050	42,610	35,820	63,180	72,380	7,260
楽屋1		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋2		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋3		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋4		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
ホワイエ		3,900	5,200	7,540	5,200	7,930	9,490	1,300
展示コーナー		1,950	2,600	3,790	2,600	3,990	4,790	650

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のひびきホール及びまどかホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのホワイエ及び展示コーナーの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 ひびきホール及びまどかホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 研修室等使用料

施設名	基本使用料											超過料金（1時間につき）
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
研修室1	3,900	5,200	5,850	6,500	7,150	7,540	7,930	8,320	8,710	9,100	9,490	1,300
研修室2	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
研修室3	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
練習室1	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650
練習室2	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額

(射水市大門総合会館条例の一部改正)

第5条 射水市大門総合会館条例(平成17年射水市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「市長が」の次に「特に」を加える。

第8条第1項中「別表1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第8条第3項を削る。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条第1項中「点検を受け」を「返還し」に改め、同条を第12条とし、第15条から第17条までを2条ずつ繰り上げる。

第18条第2項中「及び第13条」を「及び第11条」に、「、特に」を「特に」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条第1項中「第17条」を「第15条」に、「並びに第11条第1項及び第2項」を削り、同条第2項中「別表1及び別表2に掲げる」を「別表に定める」に改め、同条第5項ただし書中「指定管理者は、第12条」を「指定管理者は、第10条」に、「第12条の規定中」を「同条第2号中」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とする。

別表1から別表3までを削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

1 ホール使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金（1時間につき）
		午前 午前9時 ～正午	午後 午後1時 ～午後5 時	昼間 午前9時 ～午後5 時	夜間 午後6時 ～午後10 時	昼夜間 午後1時 ～午後10 時	全日 午前9時 ～午後10 時	
大ホール	平日	円 9,570	円 19,140	円 28,070	円 23,610	円 41,630	円 47,690	円 4,790
	土曜日・日曜日・休日	11,010	22,010	32,280	27,150	47,870	54,840	5,500
こぶしホール	平日	9,450	12,600	18,290	12,600	19,240	23,040	3,150
	土曜日・日曜日・休日	10,870	14,490	21,030	14,490	22,130	26,500	3,620

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の大ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのこぶしホールの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 会議室等使用料

施設名	基本使用料											超過料金（1時間につき）
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
101会議室	円 1,920	円 2,560	円 2,880	円 3,200	円 3,520	円 3,710	円 3,900	円 4,090	円 4,280	円 4,470	円 4,660	円 640
102会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
展示室	2,550	3,400	3,830	4,260	4,690	4,950	5,210	5,470	5,730	5,990	6,250	850
視聴覚室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
いこいの間	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310

軽運動室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
401会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
402会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
403会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
404会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
405会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
406会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
寿の間	2,880	3,840	4,320	4,800	5,280	5,570	5,860	6,150	6,440	6,730	7,020	960
茶道室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
501会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
502会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
料理実習室	2,580	3,440	3,870	4,300	4,730	4,990	5,250	5,510	5,770	6,030	6,290	860
なでしこ	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額

(射水市コミュニティセンター条例の一部改正)

第6条 射水市コミュニティセンター条例(平成22年射水市条例第18号)

の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第20条第1項中「、第11条」を「、第11条の」に改める。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 1 1 条関係)

区 分	使用料 (1 時間当たり)
面積 50 m ² 未満の室	310 円
面積 50 m ² 以上 100 m ² 未満の室	370 円
面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満の室	480 円
面積 200 m ² 以上 400 m ² 未満の室	610 円
面積 400 m ² 以上の室	690 円

備考

- 1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 同時に 2 室以上を使用するときは、それぞれの使用料を合算する。
- 3 第 9 条第 2 号ただし書の規定により営利を目的として使用する場合の使用料の額は、使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

(射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 7 条 射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成 1 7 年射水市条例第 1 6 3 号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の(2)犬、猫等の死体の収集等を行う場合の項中「1, 0 3 0 円」を「1, 5 4 0 円」に改める。

別表 2 の(4)クリーンピア射水に搬入された次の処理困難物の処理を行う場合の部廃タイヤ (自家用乗用車以下のクラスのものとする。) の項中「1, 0 3 0 円」を「1, 1 5 0 円」に改め、同部バッテリー (自家用乗用車以下のクラスのものとする。) の項中「2 1 0 円」を「3 1 0 円」に改め、同部廃消火器の項中「5 1 0 円」を「7 6 0 円」に改める。

別表 4 金額の欄を次のように改める。

金額	
1 件につき	7,500 円
1 件につき	5,800 円
1 件につき	7,500 円
1 件につき	5,800 円
1 件につき	3,700 円
1 件につき	3,700 円
1 件につき	5,000 円
1 件につき	2,700 円

(射水市新湊交流会館条例の一部改正)

第 8 条 射水市新湊交流会館条例（平成 17 年射水市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「午前 9 時から午後 10 時まで」を「午前 9 時から午後 9 時 30 分まで」に改める。

第 7 条第 1 項中「次に定めるところにより算定した額の」を「別表に定める」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「、時間超過使用料を除き」を削り、同項ただし書中「市長が」を「時間超過に係る使用料又は市長が」に改める。

第 8 条中「市長は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分	使用料（1 時間当たり）
会議室	340 円
研修室	340 円
ホール 1	420 円
ホール 2	420 円

備考

- 1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

(射水市いきいき長寿館条例の一部改正)

第9条 射水市いきいき長寿館条例(平成29年射水市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

室名	区分	単位	使用料(1時間当たり)
軽運動室	カローリングコート	1面	300円
	その他の場合	片面	450円
		全面	900円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

(射水市大門コミュニティセンター条例の一部改正)

第10条 射水市大門コミュニティセンター条例(平成17年射水市条例第175号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 浴室の使用料

区分	使用料
大人(12歳以上の者)	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により富山県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額と同額
中人(6歳以上12歳未満の者)	
小人(6歳未満の者)	

備考

- 1 浴室の使用料には、大門農村環境改善センターの多目的ホールの個人使用料(一般(高校生以上)の使用者にあつては、1回につき1時間分の使用料に限る。)を含むものとする。

- 2 実費徴収を必要とする施設器具等については、別に使用料を徴収するものとする。
- 3 回数券については、10回分の料金で11回分を限度とした回数券を発行できるものとする。

2 トレーニングルームの使用料

区分	使用料（1時間当たり）
一般（高校生以上）	150円
中学生以下	無料

備考

- 1 実費徴収を必要とする施設器具等については、別に使用料を徴収するものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市農村環境改善センター条例の一部改正）

第11条 射水市農村環境改善センター条例（平成17年射水市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表1」の次に、「のとおり」を加える。

第18条第5項ただし書中「第12条第2号」を「同条第2号」に改める。

別表3を次のように改める。

別表3（第10条関係）

1 新湊農村環境改善センター使用料表

区分	使用料（1時間当たり）
洋室会議室	600円
和室研修室A	450円
和室研修室B	310円
農業情報室	310円
営農相談室	310円
伝統芸能伝習室	450円
陶芸創作室	670円
展示コーナー	600円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 大門農村環境改善センター使用料表

区分		使用料（1時間当たり）	
多目的ホール（個人の場合にあつては、大門コミュニティセンター内トレーニングルーム使用を含むものとする。）	専用	800円	
	個人	一般（高校生以上）	150円
		中学生以下	無料
1階生活改善実習室		310円	
相談室		310円	
1階研修室		450円	
2階会議室（小）		310円	
2階会議室（大）		450円	

備考

- 1 団体使用の計画がある場合は、団体使用を優先する。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 大島農村環境改善センター使用料表

区分		使用料（1時間当たり）	
多目的ホール	専用	800円	
	個人	一般（高校生以上）	150円
		中学生以下	無料
洋室会議室		450円	
農事研修室		450円	
和室会議室		600円	
農産加工実習室		600円	

備考

- 1 農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市新湊博物館条例の一部改正）

第12条 射水市新湊博物館条例（平成17年射水市条例第99号）の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	観覧料（1人1回当たり）	
	個人	団体（20人以上）
一般（高校生以上）	310円	250円
65歳以上の者	150円	120円

（海竜スポーツランド条例の一部改正）

第13条 海竜スポーツランド条例（平成17年射水市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「12月29日から翌年1月3日まで」を「12月28日から翌年1月3日まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 個人使用料

区分		使用料	
一般	/	1回券	450円
		11回券	4,500円
	市内	3か月利用券	9,700円
		6か月利用券	17,300円
		12か月利用券	30,300円
	市外	3か月利用券	10,700円
		6か月利用券	19,000円
		12か月利用券	33,300円
	70歳以上の者	/	1回券
11回券			2,200円
市内		3か月利用券	4,850円
		6か月利用券	8,650円
		12か月利用券	15,150円
市外		3か月利用券	5,350円
		6か月利用券	9,500円
		12か月利用券	16,650円
小・中学生		/	1回券
	11回券		1,500円
	市内	3か月利用券	3,200円

		6か月利用券	5,800円
		12か月利用券	10,100円
	市外	3か月利用券	3,500円
		6か月利用券	6,400円
		12か月利用券	11,100円
未就学児		無料	

備考 個人使用は、1人1回当たり3時間以内とする。

2 コース専用使用料

区分	使用料（1時間当たり）
25メートルプール	1コースにつき 760円

備考

- 専用使用料は、市内の小・中学校、公益財団法人射水市体育協会の加盟団体、その他教育委員会又は指定管理者が特に必要と認める団体（営利を目的としない団体に限る。以下「団体等」という。）が専用使用する場合のみとし、当該団体等は個人使用料とは別に使用料を納めなければならない。
- 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 アリーナ専用使用料

区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	1,500円

備考

- 専用使用料は、団体等が専用使用する場合のみとし、当該団体等は個人使用料とは別に使用料を納めなければならない。
- 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正）

第14条 射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年射水市条例

第66号）の一部を次のように改正する。

別表3 使用料の欄を次のように改める。

使用料
460円
600円
無料

別表3に備考として次のように加える。

備考 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

(射水市中央公民館条例の一部改正)

第 15 条 射水市中央公民館条例（平成 22 年射水市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「第 3 月曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日)」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

区分	基本使用料											超過料 金（1 時間につ き）
	3 時 間 ま で	4 時 間	5 時 間	6 時 間	7 時 間	8 時 間	9 時 間	10 時 間	11 時 間	12 時 間	13 時 間	
第 1 会議 室	円 5,820	円 7,760	円 8,730	円 9,700	円 10,670	円 11,250	円 11,830	円 12,410	円 12,990	円 13,570	円 14,150	円 1,940
第 2 会議 室	2,430	3,240	3,650	4,060	4,470	4,710	4,950	5,190	5,430	5,670	5,910	810
第 3 会議 室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第 1 研修 室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第 2 研修 室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第 3 研修 室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第 4 研修 室（和室）	5,100	6,800	7,650	8,500	9,350	9,860	10,370	10,880	11,390	11,900	12,410	1,700
第 5 研修 室（茶室）	7,920	10,560	11,880	13,200	14,520	15,310	16,100	16,890	17,680	18,470	19,260	2,640
実習室	3,150	4,200	4,730	5,260	5,790	6,110	6,430	6,750	7,070	7,390	7,710	1,050

備考

1 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

2 同時に2室以上を使用する場合は、それぞれの使用料を合算する。

(射水市生涯学習センター条例の一部改正)

第16条 射水市生涯学習センター条例(平成28年射水市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表使用料(1時間当たり)の欄を次のように改める。

使用料(1時間当たり)
200円
450円
900円
580円
450円
750円

別表備考3を削り、同表備考4を同表備考3とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (1) 第1条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例第8条の規定
- (2) 第2条の規定による改正後の射水市陶房「匠の里」条例第10条の規定
- (3) 第3条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条の規定

- (4) 第4条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条の規定
- (5) 第5条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例第8条の規定
- (6) 第6条の規定による改正後の射水市コミュニティセンター条例第11条の規定
- (7) 第8条の規定による改正後の射水市新湊交流会館条例第7条の規定
- (8) 第9条の規定による改正後の射水市いきいき長寿館条例第9条の規定
- (9) 第11条の規定による改正後の射水市農村環境改善センター条例第10条の規定
- (10) 第13条の規定による改正後の海竜スポーツランド条例第9条の規定
- (11) 第14条の規定による改正後の射水市立学校体育施設の開放に関する条例第10条第1項の規定
- (12) 第15条の規定による改正後の射水市中央公民館条例第10条の規定
- (13) 第16条の規定による改正後の射水市生涯学習センター条例第10条の規定

(射水市大門コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 10条の規定による改正前の射水市大門コミュニティセンター条例別表に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行日以後に当該回数券を使用する場合については、この条例の施行日から平成32年3月31日までの間に限り、使用できるものとする。

(海竜スポーツランド条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第13条の規定による改正前の海竜スポーツランド条例別表個人使用料の表に規定する11回券を所持する者が、この条例の施行日以後に当該11

回券を使用する場合には、この条例の施行日から平成32年3月31日までの間に限り、使用できるものとする。

議案第75号

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (説明)

受益と負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、見直しが必要な使用料及び手数料を改定するため、関係条例の規定の整備を行うもの。

1 規定内容

(1) 基本方針に基づく算定方法

ア 使用料の算定方法

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

(ア) 貸室等（ホール、会議室等）の原価計算

$$\begin{aligned} \text{1時間当たり原価} &= (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{貸出対象総面積} \\ &\quad \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{利用面積} \end{aligned}$$

(イ) 個人利用施設（プール等）の原価計算

$$\text{1人当たり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間施設利用者数}$$

イ 手数料の算定方法

$$\text{手数料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

$$\begin{aligned} \text{手数料原価} &= (\text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)} + \text{物件費等}) \\ &\quad \div \text{年間処理件数} \end{aligned}$$

(2) 使用料改定の概要

ア 利便性の向上のため、会議室等の使用区分について、原則として、午前、午後、夜間等の区分を廃止し、1時間単位に見直すこととする。

イ 同種目的施設（文化施設3施設、農村環境改善センター3施設及びテニスコート3施設）の料金設定の考え方を統一する。

ウ 激変緩和措置として、現行料金が使用料基準額と大きく乖離している場合には、1.5倍を超えない範囲で見直すこととする。ただし、新湊農村環境改善センター及び下村テニスコートについては、イの理由により1.5倍を超える見直しとなる。

エ 近隣自治体等との均衡を図るため、文化施設3施設のホール使用料については、改定幅を抑制して設定する。

オ 冷暖房加算は、原則廃止する。ただし、主要体育館のアリーナ等（新湊総合体育館の大アリーナ、小アリーナ、柔道場及び剣道場並びに小杉総合体育センターの大アリーナ及び小アリーナ）は選択的な使用となることから、冷暖房加算を維持し、料金を見直すこととする。

カ 子ども・子育て環境の充実への配慮として、個人使用料について中学生以下を子ども料金とし、原則5割減額とする。ただし、陶房「匠の里」の陶芸工房使用料及び大島絵本館の入館料については、市内中学生以下の料金は無料とする。

キ 障がい者の社会参加促進として、個人使用料については5割減額とする。

ク 減額及び免除の基準として、市が後援するときの減額を廃止し、市又は市の機関が主催する場合は免除とし、共催する場合は減額等とする基準に改める。

なお、使用料で定めるものを除き、減額及び免除については、規則で定める。

(3) 手数料改定の概要

ア 手数料原価が現行料金を上回っており、1.5倍又は手数料原価の範囲内において次に掲げる手数料を改定する。

- (ア) 犬猫等の死体処理（収集処理）
- (イ) 一般廃棄物（処分業許可）等
- (ウ) 浄化槽（清掃業許可証再交付）
- (エ) 処理困難物処理（廃タイヤ、バッテリー及び廃消火器）

イ アに掲げる以外のものについては、手数料原価が現行料金を上回っているが、県内他市との均衡を図る観点から現行料金を維持することとする。

(4) 改正後の使用料等の適用及び経過措置

原則として、施行日以後の公の施設の利用等に係る使用料及び手数料から改定料金を適用するものとするが、施行日前に許可をしたものについては、経過措置の規定により、現行料金を適用するものとする。

2 関連条例

No.	条例名	所管課
1	射水市大島絵本館条例	地域振興・文化課
2	射水市陶房「匠の里」条例	
3	射水市新湊中央文化会館条例	
4	射水市小杉文化ホール条例	
5	射水市大門総合会館条例	
6	射水市コミュニティセンター条例	
7	射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	環境課
8	射水市新湊交流会館条例	地域福祉課
9	射水市いきいき長寿館条例	
10	射水市大門コミュニティセンター条例	農林水産課
11	射水市農村環境改善センター条例	
12	射水市新湊博物館条例	(教育委員会)
13	海竜スポーツランド条例	生涯学習・スポーツ課
14	射水市立学校体育施設の開放に関する条例	
15	射水市中央公民館条例	
16	射水市生涯学習センター条例	
17	射水市体育施設条例	

備考 No. 17の射水市体育施設条例については、本整備条例とは別に上程する。

3 使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例のうち、他の改正（字句の改正を除く。）を併せて行う条例

(1) 射水市大島絵本館条例

シアター施設の使用時間を開館時間に合わせる。

(2) 射水市新湊中央文化会館条例

ア 休館日が休日に当たる場合はその翌日を休館日とする規定を追加する。

イ 軽食喫茶施設について、射水市行政財産使用条例（以下「行政財産条例」という。）の規定に基づき使用許可を行うため、関係規定を削除する。

(3) 射水市小杉文化ホール条例

ア 休館日が休日に当たる場合はその翌日を休館日とする規定を追加する。

イ 軽食喫茶施設について、行政財産条例の規定に基づき使用許可を行うため、関係規定を削除する。

(4) 射水市大門総合会館条例

軽食喫茶施設について、行政財産条例の規定に基づき使用許可を行うため、関係規定を削除する。

(5) 射水市新湊交流会館条例

開館時間を午前9時から午後9時30分までに改める。

(6) 海竜スポーツランド条例

年末年始の休館日を12月28日から翌年1月3日までに改める。

(7) 射水市中央公民館条例

休館日が休日に当たる場合はその翌日を休館日とする規定を追加する。

4 施行期日

平成31年4月1日

(付属資料)

使用料及び手数料の適正化に係る施設使用料・各種手数料 改定料金案

議案第78号

射水市体育施設条例の一部改正について

射水市体育施設条例の一部を次のように改正する。

平成30年12月6日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例の一部を改正する条例

射水市体育施設条例（平成17年射水市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条の表本江体育館の項及び大島中央公園コミュニティ体育館の項を削る。

第4条の2第1項中「本江体育館、七美体育館及び大島中央公園コミュニティ体育館（以下「地区体育館」という。）」を「七美体育館」に、「それぞれの地区体育館」を「七美体育館」に改め、同条第2項中「地区体育館」を「七美体育館」に改める。

第6条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第16条第6項ただし書中「第9条第2号」を「同条第2号」に改める。

別表1本江体育館の項及び大島中央公園コミュニティ体育館の項を削る。

別表2を次のように改める。

別表2（第7条関係）

- 1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館

(1) 体育館使用料

区分			単位	金額 (1時間当たり 単位:円)						
				新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館	
大アリーナ	アマチュアスポーツ	練習	バドミントンコート1面	310	310	310	310	310	310	
		大会	無料	全面	2,470	3,090	1,840	1,840	1,840	930
	有料		8,500		10,630	6,380	6,380	6,380	3,190	
	その他の催し	練習	バドミントンコート1面	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	
		大会	無料	全面	14,570	18,220	10,940	10,940	10,940	5,460
			有料		51,020	63,770	38,260	38,260	38,260	19,130
	興行	全面	68,020	85,030	51,020	51,020	51,020	25,510		
	小アリーナ	アマチュアスポーツ	練習	バドミントンコート1面	310	310	/	/	/	/
			大会	無料	全面	1,230	930	/	/	/
		有料		4,250		3,190	/	/	/	/
その他の催し		練習	バドミントンコート1面	1,820	1,820	/	/	/	/	
		大会	無料	全面	7,290	5,460	/	/	/	/
			有料		25,510	19,130	/	/	/	/
興行	全面	34,010	25,510	/	/	/	/			
アリーナ	個人	一般	/	150	150	150	150	150	150	
		小・中学生	/	70	70	70	70	70	70	
卓球室・多目的室	個人	一般	/	150	/	150	/	/	/	
		小・中学生	/	70	/	70	/	/	/	
	団体専用 (10名以上で使用予約する場合)		卓球台1台につき	150	/	150	/	/	/	
		全面	930	/	1,080	/	/	/		
トレーニング室	個人	一般	/	150	/	150	/	150	/	
		小・中学生	/	70	/	70	/	70	/	

レクリエーションルーム	専用	全面				460		310
ランニング走路	個人	一般		100	100	100	100	100
		小・中学生		50	50	50	50	50

備考

- この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。
- この表中、下村体育館の欄については、下村小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体（以下「下村小学校の通学区域の住民等」という。）には適用しない。

(2) 柔道場及び剣道場使用料

区分	単位	金額（1時間当たり 単位：円）			
		新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館	
アマチュアスポーツ	練習	1競技場	310	310	310
	大会	無料	610	310	310
		有料	2,160	1,080	1,080
その他の催し	練習	1競技場	1,820	1,820	1,820
	大会	無料	3,640	1,820	1,820
		有料	12,740	6,370	6,370
興行		全面	17,000	8,500	8,500
個人	一般	1人	150	150	150
	小・中学生		70	70	70

備考 この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。

(3) 会議室使用料

区分	金額（1時間当たり 単位：円）					
	新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大会議室（51席以上）	760	760			760	
小会議室・研修室等（51席未満）	310	310		310	310	310

(4) 設備使用料

区分		単位	金額 (単位:円)							
			新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館		
設備器具等	大会議室 (51席以上)	放送設備	1回	/	1,030	/	/	/	/	/
	大アリーナ	放送設備	1回	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
		電動ステージ	1回	/	2,060	/	/	/	/	/
		移動観客席	1回	2,060	/	/	/	/	/	/
		冷暖房設備	下記以外	1時間	10,800	10,800	/	/	/	/
	アマチュアスポーツ (無料)		3,000		3,000	/	/	/	/	/
	小アリーナ	放送設備	1回	1,030	1,030	/	/	/	/	/
		冷暖房設備	下記以外	1時間	5,400	/	/	/	/	/
	アマチュアスポーツ (無料)		1,540		/	/	/	/	/	/
	柔道場・剣道場	冷暖房設備	下記以外	1時間	5,400	/	/	/	/	/
アマチュアスポーツ (無料)			1,540		/	/	/	/	/	
照明設備	大アリーナ	全灯	1時間	1,540	1,540	770	770	770	360	
		1/2灯	1時間	770	770	360	360	360	/	
小アリーナ	全灯	1時間	310	310	/	/	/	/		

備考 この表において「アマチュアスポーツ (無料)」とは、アマチュアスポーツの大会等において入場料を徴収しない場合をいう。

2 七美体育館

区分	金額 (1時間当たり 単位:円)
団体・個人	110

備考 下村小学校の通学区域の住民等が下村体育館を使用する場合には、この表を適用する。

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド及び大島中央公園コミュニティ広場

区分	単位	金額（1時間当たり 単位：円）					
		歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場	
グラウンド	アマチュアスポーツ	全面	610	1,220	610	610	960
		片面	310	610	310	310	480
	その他の催し	全面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680
		片面	2,750	5,500	2,750	2,750	4,340
	興行	全面	11,000	22,000	11,000	11,000	17,360
		片面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680
夜間照明	全灯			2,600	2,600	3,360	
	3/4灯					2,520	
	1/2灯					1,680	

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄については、海老江地区の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体（以下「海老江地区の住民等」という。）には適用しない。
 - この表中、下村グラウンドの欄については、下村小学校の通学区域の住民等には適用しない。
- 4 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいまん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊及び下村グラウンド

区分	単位	金額（1時間当たり 単位：円）						
		七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいまん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド
グラウンド	1回（4時間以内）	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
夜間照明	全灯	600	600	600	600	600	600	600

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄は、海老江地区の住民等に適用する。
- この表中、下村グラウンドの欄は、下村小学校の通学区域の住民等に適用する。

5 薬勝寺池南公園野球場及び歌の森運動公園野球場

区分		単位	金額（1時間当たり 単位：円）	
			薬勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料	全面	480	1,840
	有料			7,360

備考 この表において「無料」とは、大会等において入場料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入場料を徴収する場合をいう。

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート及び下村テニスコート

区分	単位	金額（1時間当たり 単位：円）		
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	330	330	330
夜間照明	全灯	510	510	510

7 パークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場

区分		単位	金額（単位：円）
1日券	70歳以上	1人1日間につき	210
	16歳以上70歳未満		410
	16歳未満		210
年間券	16歳以上	1人1年間につき	12,340
	16歳未満		6,170
年間共通券	16歳以上	1人1年間につき	18,510
	16歳未満		9,260

備考 この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、休業日及び休場期間を除く。

8 大島弓道場

区分			金額（1時間当たり 単位：円）
射場	団体	一般	1,230
		高校生以下	400
	個人	一般	60
		高校生以下	30
研修室	団体		360
射場	個人	年間利用券	
		一般	14,400
		高校生以下	7,200

備考

- 大会等で全館を専用使用する場合の使用料の額は、団体の区分に応じた使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市体育施設条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の射水市体育施設条例別表2第1項第1号の表備考2に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該回数券を使用する場合については、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に限り、使用できるものとする。

(射水市都市公園条例の一部改正)

- 4 射水市都市公園条例(平成17年射水市条例第189号)の一部を次のように改正する。

別表3大島中央公園の部大島中央公園コミュニティ体育館の項を削る。

議案第79号

射水市下村交流センター条例の一部改正について

射水市下村交流センター条例の一部を次のように改正する。

平成30年12月6日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市下村交流センター条例の一部を改正する条例

射水市下村交流センター条例（平成17年射水市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の生涯学習の場と児童の健全な遊び場を提供することにより、世代間交流を進め、健康で明るいまちづくりの推進に寄与するとともに、住民の利便及びサービスの向上を図るため、交流センターを設置する。

第4条第1項中「午前9時から午後8時まで」を「午前8時30分から午後6時30分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第78号

射水市体育施設条例の一部改正について

(説明)

公共施設の見直しにおける本江体育館及び大島中央公園コミュニティ体育館の廃止並びに使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、見直しが必要な使用料を改定するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本江体育館及び大島中央公園コミュニティ体育館に係る規定を削除するもの。
- (2) 受益と負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、見直しが必要となる使用料について、規定の整備を行うもの。

2 関連条例

射水市都市公園条例

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第79号

射水市下村交流センター条例の一部改正について

(説明)

下地区センターを下村交流センター内に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 設置規定を改め、地区センターの目的に関する条文を追加するもの。
- (2) 下地区センターの移転にあわせて、開館時間及び閉館時間を見直すもの。

2 施行期日

平成31年4月1日

使用料及び手数料の適正化に係る

施設使用料・各種手数料 改定料金案

1 施設使用料

施設使用料については、現行料金と基本方針で示した算定根拠に基づく使用料基準額とのかい離が大きいことから、受益と負担の適正化を図るため、多くの施設において見直しを行うこととなります。

具体的な改定料金案については、3ページからの一覧表のとおりです。

まず、一覧表の見方について、説明します。

<表の説明>

①左から順に、「施設名」「室名」「受益者負担率」「部屋面積」「想定稼働率に基づく使用料基準額試算（1時間料金）」「現行使用料」「改定案」「改定料金案の考え方」を記してあります。

「受益者負担率」とは、施設の設置目的、性質などから定めた利用者負担の割合を指します。

「想定稼働率に基づく使用料基準額試算（1時間料金）」とは、受益と負担の適正化の観点から、収支の均衡を図るために必要な額として考えているものです。具体的には、以下の計算式から算出しています。

- ・貸室等の場合…
$$\left(\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費} \right) \div \text{貸出対象総面積} \div \left(\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率} \right) \times \text{利用（室）面積} \times \text{受益者負担率} \times \text{稼働率}$$
・・・過去の実績を基に、想定可能な稼働率を用いる。
- ・個人利用施設（プール等）の場合…
$$\left(\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費} \right) \div \text{年間施設利用者数} \times \text{受益者負担率}$$

②施設名下の囲みに記しているのは、この施設の過去の実稼働率と今回試算を行うにあたり用いた想定稼働率です。

③改定案欄の色つきセルに記しているのが改定料金案です。改定料金案の右側の改定率は、現行料金との比較です。

原則として、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で見直しを行っています。

利用区分が午前・午後・夜間（以下、「コマ単位」と表現します。）の区分から1時間単位となる場合は、現行のコマ単位の時間数を利用した場合の使用料と比較した改定率で考えます。

今回の改定では、利用区分が1時間単位を維持するもの、コマ単位を維持するもの、コマ単位を1時間単位とするものの3パターンあるため、以下の例で説明します。

【例1】利用区分が1時間単位を維持する施設

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
コミュニティセンター	50㎡未満	50%	—	323円	1時間当たり	210円	1時間当たり	310円	147.6%
	50㎡以上100㎡未満	50%	—	610円	1時間当たり	260円	1時間当たり	370円	142.3%

50㎡未満の部屋の使用料は210円から310円に改定するため、改定率は $310円 \div 210円 \times 100 = 147.6\%$ となります。激変緩和措置の改定率150%の範囲内とは、この改定率が150%の範囲内であるということです。

【例2】利用区分がコマ単位を維持する施設

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
新漢中央文化会館	大ホール(平日)	50%	1449.00	23,280円	午前 9:00~12:00	39,150円	午前 9:00~12:00	40,440円	103.3%
					午後 13:00~17:00	79,650円	午後 13:00~17:00	80,880円	101.5%
					昼間 9:00~17:00	112,050円	昼間 9:00~17:00	118,820円	105.9%
					夜間 18:00~22:00	95,850円	夜間 18:00~22:00	99,750円	104.1%
					昼夜 13:00~22:00	168,750円	昼夜 13:00~22:00	175,910円	104.2%
					全日 9:00~22:00	193,050円	全日 9:00~22:00	201,530円	104.4%

大ホール(平日)の午前利用は、39,150円から40,440円へ改定するため、改定率は $40,440円 \div 39,150円 \times 100 = 103.3\%$ となります。激変緩和措置の改定率150%の範囲内とは、午前・午後・夜間等のそれぞれの利用区分の改定率が150%の範囲内であるということです。

【例3】利用区分がコマ単位から1時間単位となる施設

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
新漢交流会館	会議室	50%	39.00	1,145円			1時間当たり	340円	
					午前 9:00~12:00	980円	9:00~12:00	1,020円	104.1%
					午後 12:00~17:00	1,190円	12:00~17:00	1,700円	142.9%
	研修室	50%	48.00		昼間 9:00~17:00	1,940円	9:00~17:00	2,720円	140.2%
					夜間 17:00~22:00	1,410円	17:00~22:00	1,700円	120.6%
					昼夜 12:00~22:00	2,270円	12:00~22:00	3,400円	149.8%
					全日 9:00~22:00	3,240円	9:00~22:00	4,420円	136.4%

現行の午前利用9時~12時の3時間利用すると、改定料金案では $340円 \times 3時間 = 1,020円$ となり、改定率は $1,020円 \div 980円 \times 100 = 104.1\%$ となります。

激変緩和措置の改定率150%の範囲内とは、午前・午後・夜間等のそれぞれの利用区分の利用時間と同じ時間数を利用した場合の改定料金案の金額と現行料金を比較した改定率が150%の範囲内であるということです。

○施設使用料 改定料金案一覧

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
コミュニティセンター	50㎡未満	50%	—	323円	1時間当たり	210円	1時間当たり	310円	147.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行の1時間単位を維持します。 ・市内27施設を統一料金の設定とするため、これまでどおり部屋面積に応じた料金区分とし、実情に合わせて4段階から5段階の区分に見直します。 ・それぞれの部屋面積に基づく使用料基準額試算の平均額が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。 ・現行の冷暖房加算(2割加算)は廃止します。 	
	50㎡以上100㎡未満	50%	—	610円	1時間当たり	260円	1時間当たり	370円	142.3%		
	100㎡以上150㎡未満	50%	—	1,602円	1時間当たり	360円	1時間当たり	480円	133.3%		
	150㎡以上200㎡未満	50%	—		104.4%						
	200㎡以上400㎡未満	50%	—	2,418円	1時間当たり	460円	1時間当たり	610円	132.8%		
	400㎡以上	50%	—	6,077円	1時間当たり	—	1時間当たり	690円	150.0%		
生涯学習センター	相談室	50%	14.36	209円	1時間当たり	200円	1時間当たり	200円	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行の1時間単位を維持します。 ・使用料基準額試算を上限として、激変緩和措置の改定率150%の範囲内で改定します。 ・現行の冷暖房加算(2割加算)は廃止します。 	
	和室1	50%	34.82	458円	1時間当たり	300円	1時間当たり	450円	150.0%		
	和室2	50%	28.36								
	和室(全室)	50%	63.18	915円	1時間当たり	600円	1時間当たり	900円	150.0%		
	講習室	50%	45.01	652円	1時間当たり	300円	1時間当たり	450円	150.0%		
	料理実習室	50%	40.54	587円	1時間当たり	400円	1時間当たり	580円	145.0%		
	軽運動室	50%	154.32	2,236円	1時間当たり	500円	1時間当たり	750円	150.0%		
中央公民館	第2会議室	50%	49.00	933円	1時間の区分ごとに ※1		810円			<ul style="list-style-type: none"> ・新浜中央文化会館の施設内施設であることを踏まえ、一体的にコスト計算を行い、改定料金の設定についても、同様の考え方に基づいて改定を行います。 ・利用区分を、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。利用区分は1時間単位としますが、基本3時間からの貸出しとします。 	
					午前 9:00~12:00	1,840円	9:00~12:00	2,430円	132.1%		
					午後 13:00~17:00	2,180円	13:00~17:00	3,240円	150.0%		
					昼間 9:00~17:00	3,670円	9:00~17:00	4,710円	128.3%		
					夜間 18:00~21:30	2,180円	18:00~21:30	3,240円	150.0%		
					全日 9:00~21:30	4,750円	9:00~21:30	5,910円	124.4%		
	第3会議室	50%	75.00	—	—	1時間の区分ごとに ※1		1,010円			<ul style="list-style-type: none"> ・新浜中央文化会館の貸室と同様に、利用者ニーズとして長時間の貸出しもあることから、適減率(時間の経過とともに1時間当たりの使用を安価な料金に設定する割合)を用いて計算します。 ・使用時間が4時間を超えた場合の使用料は、7時間までは1時間ごとに規定使用料の5割に相当する額、8時間以降は1時間ごとに規定使用料の3割に相当する額を加算することとします。
						午前 9:00~12:00	2,490円	9:00~12:00	3,030円	121.7%	
						午後 13:00~17:00	2,920円	13:00~17:00	4,040円	138.4%	
						昼間 9:00~17:00	4,870円	9:00~17:00	5,870円	120.5%	
						夜間 18:00~21:30	2,920円	18:00~21:30	4,040円	138.4%	
						全日 9:00~21:30	6,380円	9:00~21:30	7,370円	115.5%	
	第2研修室	50%	75.00	—	—	1時間の区分ごとに ※1		1,010円			<ul style="list-style-type: none"> ・同規模面積の貸室については、同料金設定とします。 ・使用料基準額試算を上限として、現行の利用区分(午前・午後・夜間等)の利用時間と同じ時間数を使用した場合の使用料と現行料金を比較した改定率が激変緩和措置150%の範囲内となるよう改定します。 ・現行の冷暖房加算(2割加算)は廃止します。
						午前 9:00~12:00	2,160円	9:00~12:00	3,030円	140.3%	
午後 13:00~17:00						2,710円	13:00~17:00	4,040円	149.1%		
昼間 9:00~17:00						4,430円	9:00~17:00	5,870円	132.5%		
夜間 18:00~21:30						2,710円	18:00~21:30	4,040円	149.1%		
全日 9:00~21:30						5,730円	9:00~21:30	7,370円	128.6%		
第1研修室	50%	68.00	—	—	1時間の区分ごとに ※1		1,010円				
					午前 9:00~12:00	2,160円	9:00~12:00	3,030円	140.3%		
					午後 13:00~17:00	2,710円	13:00~17:00	4,040円	149.1%		
					昼間 9:00~17:00	4,430円	9:00~17:00	5,870円	132.5%		
					夜間 18:00~21:30	2,710円	18:00~21:30	4,040円	149.1%		
					全日 9:00~21:30	5,730円	9:00~21:30	7,370円	128.6%		

※中央公民館においては、新浜中央文化会館の施設内施設であることを踏まえ、一体的にコスト計算するとともに、稼働率についても文化会館と同一の想定稼働率を用いるもの

施設名	名称	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
中央公民館	第1会議室	50%	139.00	2,569円			1時間の区分ごとに ※1	1,940円		
					午前 9:00~12:00	4,540円	9:00~12:00	5,820円	128.2%	
					午後 13:00~17:00	5,400円	13:00~17:00	7,760円	143.7%	
					昼間 9:00~17:00	8,970円	9:00~17:00	11,250円	125.4%	
					夜間 18:00~21:30	5,400円	18:00~21:30	7,760円	143.7%	
	全日 9:00~21:30	11,660円	9:00~21:30	14,150円	121.4%					
	第3研修室	50%	133.00	2,569円			1時間の区分ごとに ※1	1,940円		
					午前 9:00~12:00	4,320円	9:00~12:00	5,820円	134.7%	
					午後 13:00~17:00	6,180円	13:00~17:00	7,760円	149.8%	
					昼間 9:00~17:00	8,540円	9:00~17:00	11,250円	131.7%	
					夜間 18:00~21:30	5,180円	18:00~21:30	7,760円	149.8%	
	全日 9:00~21:30	11,130円	9:00~21:30	14,150円	127.1%					
	第4研修室(和室)	50%	116.00	2,209円			1時間の区分ごとに ※1	1,700円		
					午前 9:00~12:00	3,790円	9:00~12:00	5,100円	134.6%	
					午後 13:00~17:00	4,540円	13:00~17:00	6,800円	149.8%	
					昼間 9:00~17:00	7,580円	9:00~17:00	9,860円	130.4%	
					夜間 18:00~21:30	4,540円	18:00~21:30	6,800円	149.8%	
	全日 9:00~21:30	9,830円	9:00~21:30	12,410円	126.3%					
	第5研修室(茶室)	50%	139.00	2,647円			1時間の区分ごとに ※1	2,640円		
					午前 9:00~12:00	7,460円	9:00~12:00	7,920円	106.2%	
午後 13:00~17:00					8,970円	13:00~17:00	10,560円	117.7%		
昼間 9:00~17:00					14,900円	9:00~17:00	15,310円	102.8%		
夜間 18:00~21:30					8,970円	18:00~21:30	10,560円	117.7%		
全日 9:00~21:30	19,340円	9:00~21:30	19,260円	99.6%						
実習室	50%	73.00	1,390円			1時間の区分ごとに ※1	1,050円			
				午前 9:00~12:00	2,380円	9:00~12:00	3,150円	132.4%		
				午後 13:00~17:00	2,810円	13:00~17:00	4,200円	149.5%		
				昼間 9:00~17:00	4,750円	9:00~17:00	6,110円	128.6%		
				夜間 18:00~21:30	2,810円	18:00~21:30	4,200円	149.5%		
全日 9:00~21:30	8,160円	9:00~21:30	7,710円	125.2%						

※1 使用に当たっては、原則3時間以上とする。
また、使用時間が4時間を超えた場合の使用料は、7時間までは1時間ごとに規定使用料の5割に相当する額、8時間以降は1時間ごとに規定使用料の3割に相当する額を加算する。

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方														
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率															
新渡中央文化会館 実稼働率 28.3% 想定稼働率 40%	大ホール(平日)	50%	1449.00	23,280円	午前 9:00~12:00	39,150円	午前 9:00~12:00	40,440円	103.3%	<p>【文化施設(新渡中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館)のホール施設】</p> <p>-利用区分は、利用者ニーズを考慮し、現行のコマ単位を維持します。</p> <p>-コマ単位の1時間当たりの単価配分を以下のとおり統一します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼夜</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前を1とした場合の1時間当たりの単価配分</td> <td>1.00</td> <td>1.50</td> <td>1.10</td> <td>1.85</td> <td>1.45</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、県内他自治体があるホールの客席数を基に料金比較し、過度に高額とならないように調整します。</p>	区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日	午前を1とした場合の1時間当たりの単価配分	1.00	1.50	1.10	1.85	1.45	1.15
					区分	午前	午後	昼間	夜間		昼夜	全日												
					午前を1とした場合の1時間当たりの単価配分	1.00	1.50	1.10	1.85		1.45	1.15												
					午後 13:00~17:00	79,650円	午後 13:00~17:00	80,880円	101.5%															
					昼間 9:00~17:00	112,050円	昼間 9:00~17:00	118,820円	105.9%															
	夜間 18:00~22:00				95,850円	夜間 18:00~22:00	99,750円	104.1%																
	昼夜 13:00~22:00				168,750円	昼夜 13:00~22:00	175,910円	104.2%																
	全日 9:00~22:00				193,050円	全日 9:00~22:00	201,530円	104.4%																
	午前 9:00~12:00				45,030円	午前 9:00~12:00	46,510円	103.3%																
	午後 13:00~17:00				91,600円	午後 13:00~17:00	93,010円	101.5%																
	昼間 9:00~17:00	128,860円	昼間 9:00~17:00	136,410円	105.9%																			
	夜間 18:00~22:00	110,240円	夜間 18:00~22:00	114,710円	104.1%																			
	昼夜 13:00~22:00	194,060円	昼夜 13:00~22:00	202,300円	104.3%																			
	全日 9:00~22:00	222,010円	全日 9:00~22:00	231,780円	104.4%																			
	大ホール(土・日・休)	50%	491.00	7,888円	午前 9:00~12:00	9,450円	午前 9:00~12:00	10,560円	111.8%															
					午後 13:00~17:00	19,580円	午後 13:00~17:00	21,120円	107.9%															
					昼間 9:00~17:00	27,680円	昼間 9:00~17:00	30,980円	111.9%															
					夜間 18:00~22:00	23,630円	夜間 18:00~22:00	26,050円	110.2%															
					昼夜 13:00~22:00	41,850円	昼夜 13:00~22:00	45,940円	109.8%															
					全日 9:00~22:00	47,930円	全日 9:00~22:00	52,620円	109.8%															
					午前 9:00~12:00	10,880円	午前 9:00~12:00	12,140円	111.6%															
					午後 13:00~17:00	22,510円	午後 13:00~17:00	24,280円	107.9%															
					昼間 9:00~17:00	31,840円	昼間 9:00~17:00	35,830円	111.9%															
					夜間 18:00~22:00	27,180円	夜間 18:00~22:00	29,980円	110.2%															
		昼夜 13:00~22:00	48,140円	昼夜 13:00~22:00	52,830円	109.7%																		
		全日 9:00~22:00	55,130円	全日 9:00~22:00	60,510円	109.8%																		
		リハーサル室	50%	84.00	1,599円	午前 9:00~12:00	3,380円	午前 9:00~12:00	2,530円	74.6%	<p>-リハーサル室及び楽屋については、ホールの附属施設と捉え、ホールと同様の考え方で見直します。</p>													
	午後 13:00~17:00					5,080円	午後 13:00~17:00	5,050円	99.4%															
昼間 9:00~17:00	6,430円					昼間 9:00~17:00	7,410円	115.2%																
夜間 18:00~22:00	5,750円					夜間 18:00~22:00	6,230円	108.4%																
昼夜 13:00~22:00	8,780円					昼夜 13:00~22:00	10,980円	125.0%																
全日 9:00~22:00	9,800円					全日 9:00~22:00	12,590円	128.5%																
楽屋1	50%	40.00	809円	午前 9:00~12:00	1,760円	午前 9:00~12:00	1,220円	69.3%																
				午後 13:00~17:00	2,560円	午後 13:00~17:00	2,430円	94.9%																
				昼間 9:00~17:00	3,210円	昼間 9:00~17:00	3,580円	110.9%																
				夜間 18:00~22:00	2,890円	夜間 18:00~22:00	3,000円	103.8%																
				昼夜 13:00~22:00	4,330円	昼夜 13:00~22:00	5,290円	122.2%																
全日 9:00~22:00	4,810円	全日 9:00~22:00	6,050円	125.8%																				
楽屋2	50%	45.00	809円	午前 9:00~12:00	1,760円	午前 9:00~12:00	1,220円	69.3%																
				午後 13:00~17:00	2,560円	午後 13:00~17:00	2,430円	94.9%																
				昼間 9:00~17:00	3,210円	昼間 9:00~17:00	3,580円	110.9%																
				夜間 18:00~22:00	2,890円	夜間 18:00~22:00	3,000円	103.8%																
				昼夜 13:00~22:00	4,330円	昼夜 13:00~22:00	5,290円	122.2%																
全日 9:00~22:00	4,810円	全日 9:00~22:00	6,050円	125.8%																				

施設名	室名	受益者負担率	総面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率			
新浜中央文化会館	楽屋3	50%	22.00	425円	午前 9:00~12:00	1,080円	午前 9:00~12:00	810円	75.0%			
					午後 13:00~17:00	1,660円	午後 13:00~17:00	1,620円	97.6%			
	楽屋4	50%	14.00		昼間 9:00~17:00	2,140円	昼間 9:00~17:00	2,380円	111.2%			
					夜間 18:00~22:00	1,900円	夜間 18:00~22:00	2,000円	105.3%			
	楽屋5	50%	31.00		昼夜 13:00~22:00	2,980円	昼夜 13:00~22:00	3,520円	118.1%			
					全日 9:00~22:00	3,330円	全日 9:00~22:00	4,040円	121.3%			
	展示室	50%	912.00		5,940円	午前 9:00~12:00	5,390円	午前 9:00~12:00	8,040円		149.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、利用状況を踏まえて現行のコマ単位を維持します。 ・使用料基準額試算が現行料金(1時間当たり1,453円~2,590円)を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。
						午後 13:00~17:00	8,940円	午後 13:00~17:00	10,720円		119.9%	
						昼間 9:00~17:00	11,790円	昼間 9:00~17:00	15,540円		131.8%	
						夜間 18:00~22:00	10,360円	夜間 18:00~22:00	10,720円		103.5%	
				昼夜 13:00~22:00		16,760円	昼夜 13:00~22:00	16,340円	97.5%			
				全日 9:00~22:00		18,900円	全日 9:00~22:00	19,540円	103.4%			
	練習室1	50%	54.00	1,104円			1時間の区分ごとに 米1	1,100円		<ul style="list-style-type: none"> 【文化施設の会議室等】 ・利用区分を、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。利用区分は1時間単位としますが、基本3時間からの貸出しとします。 ・利用者ニーズとして長時間の貸出しもあることから、適減率(時間の経過とともに1時間当たりの使用を安価な料金に設定する割合)を用いて計算します。 ・使用時間が4時間を超えた場合の使用料は、7時間までは1時間ごとに規定使用料の5割に相当する額、8時間以降は1時間ごとに規定使用料の3割に相当する額を加算することとします。 ・使用料基準額試算を上限として、現行の利用区分(午前・午後・夜間等)の利用時間と同じ時間数を使用した場合の使用料と現行料金を比較した改定率が激変緩和措置150%の範囲内となるよう改定します。 		
					午前 9:00~12:00	2,580円	9:00~12:00	3,300円	127.9%			
	午後 13:00~17:00	3,840円	13:00~17:00		4,400円	114.6%						
	昼間 9:00~17:00	4,850円	9:00~17:00		6,380円	131.6%						
	夜間 18:00~22:00	4,350円	18:00~22:00		4,400円	101.2%						
	昼夜 13:00~22:00	8,830円	13:00~22:00		6,710円	101.2%						
	全日 9:00~22:00	7,390円	9:00~22:00		8,030円	108.7%						
	練習室3	50%	108.00		2,018円			1時間の区分ごとに 米1	1,920円			
午前 9:00~12:00						3,330円	9:00~12:00	5,760円	146.6%			
午後 13:00~17:00						6,910円	13:00~17:00	7,680円	130.0%			
昼間 9:00~17:00				7,490円		9:00~17:00	11,140円	148.7%				
夜間 18:00~22:00				6,700円		18:00~22:00	7,680円	114.6%				
昼夜 13:00~22:00				10,270円		13:00~22:00	11,720円	114.1%				
全日 9:00~22:00	11,450円	9:00~22:00	14,040円	122.6%								
屋外展示場	50%	-	-	昼間 9:00~17:00	820円	貸出廃止		-	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場用地として利用されているため、料金設定を廃止します。 			
				全日 9:00~22:00	1,630円							
小杉文化ホール	ひびきホール(平日)	50%	975.00	24,621円	午前 9:00~12:00	20,660円	午前 9:00~12:00	21,630円	104.7%			
					午後 13:00~17:00	42,180円	午後 13:00~17:00	43,260円	102.6%			
					昼間 9:00~17:00	59,390円	昼間 9:00~17:00	63,450円	106.8%			
					夜間 18:00~22:00	50,780円	夜間 18:00~22:00	53,350円	105.1%			
					昼夜 13:00~22:00	89,510円	昼夜 13:00~22:00	94,090円	105.1%			
					全日 9:00~22:00	102,410円	全日 9:00~22:00	107,780円	105.3%			

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方														
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率															
小杉文化ホール	ひびきホール (土・日・休)				午前 9:00~12:00	23,760円	午前 9:00~12:00	24,870円	104.7%	<p>【文化施設(新潟中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館)のホール施設]</p> <p>・利用区分は、利用者ニーズを考慮し、現行のコマ単位を維持します。</p> <p>・コマ単位の1時間当たりの単価配分を以下のとおり統一します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼夜</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td>午前を1とした場合の1時間当たりの単価配分</td> <td>1.00</td> <td>1.50</td> <td>1.10</td> <td>1.85</td> <td>1.45</td> <td>1.15</td> </tr> </table>	区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日	午前を1とした場合の1時間当たりの単価配分	1.00	1.50	1.10	1.85	1.45	1.15
					区分	午前	午後	昼間	夜間		昼夜	全日												
					午前を1とした場合の1時間当たりの単価配分	1.00	1.50	1.10	1.85		1.45	1.15												
					午後 13:00~17:00	48,510円	午後 13:00~17:00	49,750円	102.6%															
					昼間 9:00~17:00	68,300円	昼間 9:00~17:00	72,970円	106.8%															
					夜間 18:00~22:00	58,400円	夜間 18:00~22:00	61,350円	105.1%															
	昼夜 13:00~22:00	102,950円	昼夜 13:00~22:00	108,200円	105.1%																			
	全日 9:00~22:00	117,780円	全日 9:00~22:00	123,980円	105.3%																			
	まどかホール (平日)	50%	380.00	9,596円	午前 9:00~12:00	13,780円	午前 9:00~12:00	12,630円	91.7%	<p>また、県内他自治体が有するホールの客席数を基に料金比較し、過度に高額とならないように調整します。</p>														
					午後 13:00~17:00	24,980円	午後 13:00~17:00	25,280円	101.2%															
					昼間 9:00~17:00	33,910円	昼間 9:00~17:00	37,050円	109.3%															
					夜間 18:00~22:00	29,440円	夜間 18:00~22:00	31,150円	105.8%															
					昼夜 13:00~22:00	49,580円	昼夜 13:00~22:00	54,940円	110.8%															
					全日 9:00~22:00	58,290円	全日 9:00~22:00	62,940円	111.8%															
	まどかホール (土・日・休)	50%	380.00	9,596円	午前 9:00~12:00	15,850円	午前 9:00~12:00	14,520円	91.6%															
					午後 13:00~17:00	28,710円	午後 13:00~17:00	29,050円	101.2%															
					昼間 9:00~17:00	39,000円	昼間 9:00~17:00	42,610円	109.3%															
					夜間 18:00~22:00	33,880円	夜間 18:00~22:00	35,820円	105.8%															
					昼夜 13:00~22:00	57,010円	昼夜 13:00~22:00	63,180円	110.8%															
					全日 9:00~22:00	64,740円	全日 9:00~22:00	72,380円	111.8%															
	楽屋1	50%	20.00	694円	午前 9:00~12:00	700円	午前 9:00~12:00	690円	98.6%	<p>・楽屋については、ホールの附属施設と捉え、ホールと同様の考え方で見直します。</p>														
	楽屋2	50%	15.00		午後 13:00~17:00	1,340円	午後 13:00~17:00	1,390円	103.7%															
	楽屋3	50%	45.00		昼間 9:00~17:00	1,860円	昼間 9:00~17:00	2,030円	109.1%															
	楽屋4	50%	30.00		夜間 18:00~22:00	1,600円	夜間 18:00~22:00	1,710円	106.9%															
昼夜 13:00~22:00					2,780円	昼夜 13:00~22:00	3,010円	109.1%																
全日 9:00~22:00					3,150円	全日 9:00~22:00	3,450円	109.5%																
ホワイエ	50%	480.00	11,616円	午前 9:00~12:00	2,760円	午前 9:00~12:00	3,900円	141.3%	<p>・利用区分は、利用状況を踏まえて現行のコマ単位を維持します。</p> <p>・使用料基準額試算が現行料金(1時間当たり714円~1,290円)を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。</p>															
				午後 13:00~17:00	4,480円	午後 13:00~17:00	5,200円	116.1%																
				昼間 9:00~17:00	5,850円	昼間 9:00~17:00	7,540円	128.9%																
				夜間 18:00~22:00	5,160円	夜間 18:00~22:00	5,200円	100.8%																
				昼夜 13:00~22:00	8,260円	昼夜 13:00~22:00	7,930円	96.0%																
				全日 9:00~22:00	9,290円	全日 9:00~22:00	9,490円	102.2%																

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
小杉文化ホール	展示コーナー	50%	50.00	1,263円	午前 9:00~12:00	1,390円	午前 9:00~12:00	1,950円	140.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、利用状況を踏まえて現行のコマ単位を維持します。 ・使用料基準額試算が現行料金(1時間当たり358円~650円)を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。
					午後 13:00~17:00	2,250円	午後 13:00~17:00	2,600円	115.6%	
					昼間 9:00~17:00	2,940円	昼間 9:00~17:00	3,780円	128.9%	
					夜間 18:00~22:00	2,600円	夜間 18:00~22:00	2,600円	100.0%	
					昼夜 13:00~22:00	4,140円	昼夜 13:00~22:00	3,980円	96.4%	
					全日 9:00~22:00	4,660円	全日 9:00~22:00	4,790円	102.8%	
	研修室1	50%	140.00	3,535円			1時間の区分ごとに ※1	1,300円		<ul style="list-style-type: none"> 【文化施設の会議室等】 ・利用区分を、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。利用区分は1時間単位としますが、基本3時間からの貸出しとします。 ・利用者ニーズとして長時間の貸出しもあることから、減率率(時間の経過とともに1時間当たりの使用を安価な料金に設定する割合)を用いて計算します。 ・使用時間が4時間を超えた場合の使用料は、7時間までは1時間ごとに規定使用料の5割に相当する額、8時間以降は1時間ごとに規定使用料の3割に相当する額を加算することとします。 ・使用料基準額試算を上限として、現行の利用区分(午前・午後・夜間等)の利用時間と同じ時間数を使用した場合の使用料と現行料金を比較した改定率が激変緩和措置150%の範囲内となるよう改定します。
					午前 9:00~12:00	2,760円	9:00~12:00	3,900円	141.3%	
					午後 13:00~17:00	4,050円	13:00~17:00	5,200円	128.4%	
					昼間 9:00~17:00	5,090円	9:00~17:00	7,540円	148.1%	
					夜間 18:00~22:00	4,580円	18:00~22:00	5,200円	113.5%	
					昼夜 13:00~22:00	6,890円	13:00~22:00	7,930円	115.1%	
	研修室2	50%	80.00	1,768円			1時間の区分ごとに ※1	1,020円		
					午前 9:00~12:00	2,080円	9:00~12:00	3,060円	147.1%	
					午後 13:00~17:00	3,150円	13:00~17:00	4,080円	129.5%	
					昼間 9:00~17:00	4,000円	9:00~17:00	5,920円	148.0%	
					夜間 18:00~22:00	3,580円	18:00~22:00	4,080円	114.0%	
					昼夜 13:00~22:00	5,510円	13:00~22:00	6,230円	113.1%	
	研修室3	50%	80.00	1,768円			1時間の区分ごとに ※1	1,020円		
					午前 9:00~12:00	2,080円	9:00~12:00	3,060円	147.1%	
					午後 13:00~17:00	3,150円	13:00~17:00	4,080円	129.5%	
					昼間 9:00~17:00	4,000円	9:00~17:00	5,920円	148.0%	
					夜間 18:00~22:00	3,580円	18:00~22:00	4,080円	114.0%	
					昼夜 13:00~22:00	5,510円	13:00~22:00	6,230円	113.1%	
	練習室1	50%	30.00	758円			1時間の区分ごとに ※1	650円		
午前 9:00~12:00					1,390円	9:00~12:00	1,950円	140.3%		
午後 13:00~17:00					2,030円	13:00~17:00	2,600円	128.1%		
昼間 9:00~17:00					2,550円	9:00~17:00	3,780円	148.6%		
夜間 18:00~22:00					2,290円	18:00~22:00	2,600円	113.5%		
昼夜 13:00~22:00					3,450円	13:00~22:00	3,990円	115.7%		
練習室2	50%	30.00	758円			1時間の区分ごとに ※1	650円			
				午前 9:00~12:00	1,390円	9:00~12:00	1,950円	140.3%		
				午後 13:00~17:00	2,030円	13:00~17:00	2,600円	128.1%		
				昼間 9:00~17:00	2,550円	9:00~17:00	3,780円	148.6%		
				夜間 18:00~22:00	2,290円	18:00~22:00	2,600円	113.5%		
				昼夜 13:00~22:00	3,450円	13:00~22:00	3,990円	115.7%		
アトリウム	50%	-	-						<ul style="list-style-type: none"> ・会議室やホールへの導線であり、貸出しが現実的ではないため料金設定を廃止します。 	
				午前 9:00~12:00	2,210円					
				午後 13:00~17:00	3,580円					
				昼間 9:00~17:00	4,680円					
				夜間 18:00~22:00	4,130円					
				昼夜 13:00~22:00	6,610円					
大門総合会館	大ホール(平日)	50%	455.00	5,030円	午前 9:00~12:00	12,860円	午前 9:00~12:00	9,570円	74.4%	<ul style="list-style-type: none"> 【文化施設(新浜中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館)のホール施設】 ・利用区分は、利用者ニーズを考慮し、現行のコマ単位を維持します。 ・コマ単位の1時間当たりの単価配分を以下のとおり統一します。
					午後 13:00~17:00	19,780円	午後 13:00~17:00	19,140円	96.8%	
					昼間 9:00~17:00	25,300円	昼間 9:00~17:00	28,070円	111.0%	
					夜間 18:00~22:00	22,640円	夜間 18:00~22:00	23,610円	104.8%	
					昼夜 13:00~22:00	34,980円	昼夜 13:00~22:00	41,630円	119.0%	
					全日 9:00~22:00	39,130円	全日 9:00~22:00	47,690円	121.9%	

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		改定料金案の考え方		
					区分	現行料金	区分	改定料金案		改定率	
大門総合会館	大ホール (土・日・休)				午前 9:00~12:00	14,800円	午前 9:00~12:00	11,010円	74.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、利用状況を踏まえて現行のコマ単位を維持します。 ・料金設定の考え方は会議室と同様とし、使用時間数に応じた料金とします。 	
					午後 13:00~17:00	22,750円	午後 13:00~17:00	22,010円	96.8%		
					昼間 9:00~17:00	29,100円	昼間 9:00~17:00	32,280円	110.9%		
					夜間 18:00~22:00	25,930円	夜間 18:00~22:00	27,150円	104.7%		
					昼夜 13:00~22:00	40,230円	昼夜 13:00~22:00	47,970円	119.0%		
					全日 9:00~22:00	45,080円	全日 9:00~22:00	54,840円	121.9%		
	こぶしホール (平日)	50%	304.00	3,361円	午前 9:00~12:00	8,490円	午前 9:00~12:00	9,450円	111.3%		
					午後 13:00~17:00	12,280円	午後 13:00~17:00	12,800円	102.8%		
					昼間 9:00~17:00	15,290円	昼間 9:00~17:00	18,290円	119.6%		
					夜間 18:00~22:00	13,780円	夜間 18:00~22:00	12,600円	91.4%		
					昼夜 13:00~22:00	20,580円	昼夜 13:00~22:00	19,240円	93.5%		
					全日 9:00~22:00	22,840円	全日 9:00~22:00	23,040円	100.9%		
	こぶしホール (土・日・休)	50%	304.00	3,361円	午前 9:00~12:00	9,780円	午前 9:00~12:00	10,870円	111.4%		
					午後 13:00~17:00	14,110円	午後 13:00~17:00	14,490円	102.7%		
					昼間 9:00~17:00	17,590円	昼間 9:00~17:00	21,030円	119.6%		
					夜間 18:00~22:00	15,850円	夜間 18:00~22:00	14,490円	91.4%		
					昼夜 13:00~22:00	23,660円	昼夜 13:00~22:00	22,130円	93.5%		
					全日 9:00~22:00	26,280円	全日 9:00~22:00	26,500円	100.8%		
	視聴覚室	50%	70.00	774円			1時間の区分ごとに ※1	640円			<ul style="list-style-type: none"> 【文化施設の会議室等】 ・利用区分を、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。利用区分は1時間単位としますが、基本3時間からの貸出しとします。 ・利用者ニーズとして長時間の貸出しもあることから、適減率(時間の経過とともに1時間当たりの使用を安価な料金に設定する割合)を用いて計算します。 ・使用時間が4時間を超えた場合の使用料は、7時間までは1時間ごとに規定使用料の5割に相当する額、8時間以降は1時間ごとに規定使用料の3割に相当する額を加算することとします。 ・使用料基準額試算を上限として、現行の利用区分(午前・午後・夜間等)の利用時間と同じ時間数を使用した場合の使用料と現行料金を比較した改定率が激変緩和措置150%の範囲内となるよう改定します。
					午前 9:00~12:00	1,540円	9:00~12:00	1,920円	124.7%		
					午後 13:00~17:00	2,300円	13:00~17:00	2,580円	111.3%		
					昼間 9:00~17:00	2,910円	9:00~17:00	3,710円	127.5%		
					夜間 18:00~22:00	2,610円	18:00~22:00	2,560円	98.1%		
					昼夜 13:00~22:00	3,990円	13:00~22:00	3,900円	97.7%		
					全日 9:00~22:00	4,450円	9:00~22:00	4,660円	104.7%		
	経運動室	50%	147.00	1,629円		1時間の区分ごとに ※1	640円				
	401会議室	50%	62.00	723円	午前 9:00~12:00	1,290円	9:00~12:00	1,920円	148.8%		
	402会議室	50%	72.00		午後 13:00~17:00	2,010円	13:00~17:00	2,560円	127.4%		
403会議室	50%	72.00	昼間 9:00~17:00		2,590円	9:00~17:00	3,710円	143.2%			
404会議室	50%	72.00	夜間 18:00~22:00		2,300円	18:00~22:00	2,560円	111.3%			
茶道室	50%	50.00	昼夜 13:00~22:00		3,600円	13:00~22:00	3,900円	108.3%			
501会議室	50%	72.00	全日 9:00~22:00		4,040円	9:00~22:00	4,680円	115.4%			
101会議室	50%	58.00				1時間の区分ごとに ※1	880円				
料理実習室	50%	78.00	862円	午前 9:00~12:00	1,930円	9:00~12:00	2,580円	133.7%			
				午後 13:00~17:00	2,980円	13:00~17:00	3,440円	115.4%			
				昼間 9:00~17:00	3,810円	9:00~17:00	4,990円	131.0%			
				夜間 18:00~22:00	3,400円	18:00~22:00	3,440円	101.2%			
				昼夜 13:00~22:00	5,280円	13:00~22:00	5,250円	99.4%			
				全日 9:00~22:00	5,910円	9:00~22:00	6,280円	106.4%			

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
大門総合会館	いこいの間	50%	40.00	311円			1時間の区分ごとに ※1	310円			
					午前 9:00~12:00	840円	9:00~12:00	930円	145.3%		
					午後 13:00~17:00	1,000円	13:00~17:00	1,240円	124.0%		
					昼間 9:00~17:00	1,300円	9:00~17:00	1,810円	139.2%		
					夜間 18:00~22:00	1,150円	18:00~22:00	1,240円	107.8%		
					昼夜 13:00~22:00	1,800円	13:00~22:00	1,900円	105.6%		
					全日 9:00~22:00	2,030円	9:00~22:00	2,280円	111.3%		
	なでしこ	50%	35.00	311円			1時間の区分ごとに ※1	310円			
					午前 9:00~12:00	1,540円	9:00~12:00	930円	60.4%		
					午後 13:00~17:00	2,300円	13:00~17:00	1,240円	53.9%		
					昼間 9:00~17:00	2,910円	9:00~17:00	1,810円	62.2%		
					夜間 18:00~22:00	2,610円	18:00~22:00	1,240円	47.5%		
					昼夜 13:00~22:00	3,990円	13:00~22:00	1,900円	47.6%		
					全日 9:00~22:00	4,450円	9:00~22:00	2,280円	50.8%		
	展示室	50%	104.00	1,150円			1時間の区分ごとに ※1	850円			
					午前 9:00~12:00	1,930円	9:00~12:00	2,550円	132.1%		
					午後 13:00~17:00	2,690円	13:00~17:00	3,400円	126.4%		
					昼間 9:00~17:00	3,300円	9:00~17:00	4,950円	150.0%		
					夜間 18:00~22:00	3,000円	18:00~22:00	3,400円	113.3%		
					昼夜 13:00~22:00	4,380円	13:00~22:00	5,210円	119.0%		
					全日 9:00~22:00	4,840円	9:00~22:00	6,250円	129.1%		
	寿の間	50%	150.00	1,658円			1時間の区分ごとに ※1	980円			
					午前 9:00~12:00	1,930円	9:00~12:00	2,880円	149.2%		
					午後 13:00~17:00	2,980円	13:00~17:00	3,840円	128.9%		
昼間 9:00~17:00					3,810円	9:00~17:00	5,570円	146.2%			
夜間 18:00~22:00					3,400円	18:00~22:00	3,840円	112.9%			
昼夜 13:00~22:00					5,280円	13:00~22:00	5,860円	111.0%			
全日 9:00~22:00					5,910円	9:00~22:00	7,020円	118.8%			
陶房「匠の星」	陶芸工房使用料(個人)	75%	-	360円	半日	一般	100円	半日	一般	150円	150.0%
					(市内)	小学生以下	50円	(市内)	中学生以下	0円	0.0%
					(市外)	一般	210円	(市外)	一般	310円	147.6%
					(市外)	小学生以下	100円	(市外)	中学生以下	150円	71.4%
					(市外)	小学生以下	100円	(市外)	小学生以下	150円	150.0%
	陶芸工房使用料(団体)	75%	-	360円	半日	一般	80円	半日	一般	120円	150.0%
					(市内)	小学生以下	40円	(市内)	中学生以下	0円	0.0%
					(市外)	一般	150円	(市外)	一般	220円	146.7%
					(市外)	小学生以下	80円	(市外)	中学生以下	110円	73.3%
					(市外)	小学生以下	80円	(市外)	小学生以下	110円	137.5%

・利用区分は、現行の半日単位を維持します。
・陶芸工房使用料は、使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。
・市内中学生以下は、子ども・子育て環境の充実の観点から無料とします。
・障がい者は、5割減額とします。

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
陶房「匠の星」	和室	75%	37.00	—	1時間当たり	—	1時間当たり	310円	—	・施設内の貸室(和室、会議室、研修室)については、半日の利用区分であったものを1時間単位に改定します。 ・現行と同じ利用時間(4時間)を利用した場合の使用料が、激変緩和措置の改定率150%の範囲内で改定します。	
					半日	1,030円	4時間	1,240円	120.4%		
	会議室	75%	22.00	—	1時間当たり	—	1時間当たり	310円	—		
					半日	1,540円	4時間	1,240円	80.5%		
	研修室	75%	54.00	—	1時間当たり	—	1時間当たり	620円	—		
					半日	2,080円	4時間	2,480円	120.4%		
	展示室	75%	26.00	—	1日	2,080円	1日	2,480円	120.4%		
					1日(冬季)	2,570円	—	—	—		
大島絵本館	入館料(個人)	50%	—	1,195円	一般	510円	一般	600円	117.7%	・入館料について、使用料基準額試算が現行料金を上回っていますが、子ども・子育て環境の充実及び入館者数の減少防止の観点から、改定幅を抑制して設定します。 ・市内中学生以下は免除とします。 ・障がい者は、5割減額とします。	
					中・高校生	310円	高校生	300円	96.8%		
					小学生	100円	小・中学生 ※2	100円	32.3%		
					未就学児	0円	未就学児	0円	100.0%		
	入館料(団体)	50%	—	1,195円	一般	410円	一般	480円	117.1%		
					中・高校生	250円	高校生	240円	96.0%		
					小学生	80円	小・中学生 ※2	80円	32.0%		
					未就学児	50円	未就学児 ※2	50円	100.0%		
	シアター	50%	255.00	10,942円	午前 10:00~12:00	11,310円	9:30~12:00	9,570円	84.6%		・シアターは現行のコマ単位を維持し、大門総合会館の大ホールと同料金とします。 ・現行では夜間(17時以降)の利用区分がありますが、稼働状況を踏まえて絵本館の開館時間内の利用に見直し、夜間の貸出しを廃止します。 ・現行の冷暖房加算(2割加算)は廃止します。
					午後 13:00~17:00	15,430円	13:00~17:00	19,140円	124.0%		
					昼間 10:00~17:00	21,600円	9:30~17:00	28,070円	130.0%		
					夜間 17:00~21:30	24,690円	—	—	—		
					昼夜 13:00~21:30	37,030円	—	—	—		
					全日 10:00~21:30	40,110円	—	—	—		
	楽屋1	50%	—	—	午前 10:00~12:00	510円	シアター料金を含む	—	—		・楽屋は、ホールの附属施設として捉え、シアター料金に含まれます。
					午後 13:00~17:00	1,030円					
	楽屋2	50%	—	—	昼間 10:00~17:00	1,540円	—	—	—		
					夜間 17:00~21:30	1,030円					
					昼夜 13:00~21:30	1,540円					
					全日 10:00~21:30	2,080円					
	オープンギャラリー1	50%	—	—	午前 10:00~12:00	1,540円	貸出廃止	—	—		・オープンギャラリーは、絵本原画展示など、指定管理者の主催事業を実施するスペースとして利用されているため、料金設定を廃止します。
					午後 13:00~17:00	2,080円					
昼間 10:00~17:00					2,570円						
夜間 17:00~21:30					2,080円						
昼夜 13:00~21:30					3,080円						
全日 10:00~21:30					4,220円						
オープンギャラリー2	50%	—	—	午前 10:00~12:00	1,030円	貸出廃止	—	—			
				午後 13:00~17:00	1,540円						
				昼間 10:00~17:00	2,570円						
				夜間 17:00~21:30	1,540円						
				昼夜 13:00~21:30	2,570円						
				全日 10:00~21:30	3,090円						

※2 大島絵本館の市内中学生以下の入館料については、免除とする。

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
大島絵本館	パフォーマンスホール	50%	—	3,433円	午前 10:00~12:00	1,030円	9:30~12:00	1,710円	132.8%	<p>パフォーマンスホールは、現行のコマ単位を維持し、シアター同様、閉館時間内の利用に見直し、夜間の貸出しを廃止します。</p> <p>・使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。</p> <p>・現行の冷暖房加算(2割加算)は廃止します。</p>	
					午後 13:00~17:00	1,540円	13:00~17:00	2,280円	148.1%		
					昼間 10:00~17:00	2,570円	9:30~17:00	3,320円	129.2%		
					夜間 17:00~21:30	1,540円	—	—	—		
					昼夜 13:00~21:30	2,570円	—	—	—		
					全日 10:00~21:30	3,090円	—	—	—		
	ミーティングルーム	50%	25.00	1,073円	1時間の区分ごとに ※1		310円	—	—		<p>ミーティングルームは、現行のコマ単位から1時間単位に見直し、大門総合会館の同規模面積の会議室と同料金とします。</p> <p>・閉館時間内の利用に見直し、夜間の貸出しを廃止します。</p> <p>・現行の冷暖房加算(2割加算)は廃止します。</p>
					午前 10:00~12:00	1,030円	10:00~12:00	620円	60.2%		
					午後 13:00~17:00	1,540円	13:00~17:00	1,240円	80.5%		
					昼間 10:00~17:00	2,060円	10:00~17:00	1,720円	83.5%		
					夜間 17:00~21:30	1,540円	—	—	—		
					昼夜 13:00~21:30	2,060円	—	—	—		
新湊博物館	観覧料(個人)	25%	—	1,484円	一般(高校生以上)	310円	一般(高校生以上)	310円	100.0%	<p>・観覧料については、使用料基準額試算が現行料金を上回っていますが、博物館法では原則無料とした上で、維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることされており、同法の趣旨を踏まえつつ、県内他自治体の同種施設との均衡を図る観点から、現行料金を維持します。</p> <p>・障がい者は、料金設定から5割減額とします。(金額は変更ありません。)</p>	
					65歳以上、障がい者	150円	65歳以上	150円	100.0%		
	観覧料(団体)				一般(高校生以上)	250円	一般(高校生以上)	250円	100.0%		
					65歳以上、障がい者	120円	65歳以上	120円	100.0%		

【スポーツ施設】

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
新湊総合体育館	大アリーナ (全面: バドミントンコート8面)	50%	653.92	8,627円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%	<p>【主要体育館】 これまでどおり6施設を統一料金とします。そのため、6館のコストを合計した総コストからそれぞれの部屋面積に応じた使用料基準額試算を算出します。</p> <p>・利用区分は、現行の1時間単位を維持します。</p> <p>・アリーナにおけるバドミントンコート1面(81.74㎡)当たりの標準稼働率に基づく使用料基準額試算は、828円です。(828円÷6,627÷8面)</p> <p>バドミントンコート1面当たりの使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。</p> <p>アリーナについては、バドミントンコート1面が市民が使用する上での基準と考え、大会やその他催し、興行については、一般利用と異なるため、現行料金の考え方と同様にバドミントンコート1面に加算を行う料金設定とします。</p>
					大会(無料・全面)	1,650円	大会(無料・全面)	2,470円	149.7%	
					大会(有料・全面)	5,780円	大会(有料・全面)	8,500円	147.6%	
					その他催し(練習・1面)	1,230円	その他催し(練習・1面)	1,820円	148.0%	
					その他催し(大会・無料・全面)	9,870円	その他催し(大会・無料・全面)	14,570円	147.6%	
					その他催し(大会・有料・全面)	34,580円	その他催し(大会・有料・全面)	51,020円	147.6%	
					興行・全面	46,080円	興行・全面	68,020円	147.6%	
	小アリーナ (全面: バドミントンコート4面)	50%	326.96	3,313円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%	
					大会(無料・全面)	820円	大会(無料・全面)	1,230円	150.0%	
					大会(有料・全面)	2,880円	大会(有料・全面)	4,250円	147.6%	
					その他催し(練習・1面)	1,230円	その他催し(練習・1面)	1,820円	148.0%	
					その他催し(大会・無料・全面)	4,940円	その他催し(大会・無料・全面)	7,290円	147.6%	
					その他催し(大会・有料・全面)	17,280円	その他催し(大会・有料・全面)	25,510円	147.6%	
					興行・全面	23,040円	興行・全面	34,010円	147.6%	

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
小杉総合体育センター	大アリーナ (全面: バドミントンコート10面)	50%	817.00	8,279円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%	
					大会(無料・全面)	2,080円	大会(無料・全面)	3,090円	150.0%	
					大会(有料・全面)	7,200円	大会(有料・全面)	10,630円	147.6%	
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%	
					その他催し (大会・無料・全面)	12,340円	その他催し (大会・無料・全面)	18,220円	147.7%	
					その他催し (大会・有料・全面)	43,200円	その他催し (大会・有料・全面)	63,770円	147.6%	
					興行・全面	57,600円	興行・全面	85,030円	147.6%	
小杉総合体育センター	小アリーナ (全面: バドミントンコート3面)	50%	245.00	2,483円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%	
					大会(無料・全面)	620円	大会(無料・全面)	930円	150.0%	
					大会(有料・全面)	2,160円	大会(有料・全面)	3,190円	147.7%	
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%	
					その他催し (大会・無料・全面)	3,700円	その他催し (大会・無料・全面)	5,460円	147.6%	
					その他催し (大会・有料・全面)	12,980円	その他催し (大会・有料・全面)	19,130円	147.6%	
					興行・全面	17,280円	興行・全面	25,510円	147.6%	
下村体育館	アリーナ (全面: バドミントンコート3面)	50%	245.00	2,483円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%	
					大会(無料・全面)	620円	大会(無料・全面)	930円	150.0%	
					大会(有料・全面)	2,160円	大会(有料・全面)	3,190円	147.7%	
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%	
					その他催し (大会・無料・全面)	3,700円	その他催し (大会・無料・全面)	5,460円	147.6%	
					その他催し (大会・有料・全面)	12,980円	その他催し (大会・有料・全面)	19,130円	147.6%	
					興行・全面	17,280円	興行・全面	25,510円	147.6%	
小杉体育館 大門総合体育館 大島体育館	アリーナ (全面: バドミントンコート5面)	50%	490.00	4,968円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%	
					大会(無料・全面)	1,230円	大会(無料・全面)	1,840円	149.6%	
					大会(有料・全面)	4,320円	大会(有料・全面)	6,380円	147.7%	
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%	
					その他催し (大会・無料・全面)	7,410円	その他催し (大会・無料・全面)	10,940円	147.6%	
					その他催し (大会・有料・全面)	25,920円	その他催し (大会・有料・全面)	38,280円	147.6%	
					興行・全面	34,580円	興行・全面	51,020円	147.6%	
新浜総合体育館 小杉総合体育センター 小杉体育館 大門総合体育館 大島体育館 下村体育館	アリーナ (個人使用料)	50%	-	414円	1時間当たり 一般(高校生以上)	210円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	71.4%	・個人使用料については、バドミントンコート1面を2名で利用する想定として、単価設定を行います。 ・障がい者は、5割減額を維持します。
					小・中学生	100円	小・中学生	70円	70.0%	
新浜総合体育館	柔道場(2面)	50%	398.00	3,993円	1時間当たり 1面	210円	1時間当たり 1面	310円	147.6%	・柔道場、剣道場においても、アリーナと同様の考え方で改定します。
					大会(無料・全面)	410円	大会(無料・全面)	610円	148.8%	
					大会(有料・全面)	1,440円	大会(有料・全面)	2,160円	150.0%	
	その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)		1,820円	148.0%				
	その他催し (大会・無料・全面)	2,470円	その他催し (大会・無料・全面)		3,640円	147.4%				
	その他催し (大会・有料・全面)	8,640円	その他催し (大会・有料・全面)		12,740円	147.5%				
	興行・全面	11,520円	興行・全面		17,000円	147.6%				
新浜総合体育館	剣道場(2面)	50%	392.00	3,993円	1時間当たり 1面	210円	1時間当たり 1面	310円	147.6%	
					大会(無料・全面)	410円	大会(無料・全面)	610円	148.8%	
大会(有料・全面)	1,440円	大会(有料・全面)	2,160円	150.0%						
その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%						
その他催し (大会・無料・全面)	2,470円	その他催し (大会・無料・全面)	3,640円	147.4%						
その他催し (大会・有料・全面)	8,640円	その他催し (大会・有料・全面)	12,740円	147.5%						
興行・全面	11,520円	興行・全面	17,000円	147.6%						

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
小杉体育館 大門総合体育館	柔道場(1面)	50%	198.00	1,988円	1時間当たり 1面	210円	1時間当たり 1面	310円	147.6%		
					大会(無料・全面)	210円	大会(無料・全面)	310円	147.6%		
					大会(有料・全面)	720円	大会(有料・全面)	1,080円	150.0%		
	その他催し(練習・1面)	1,230円	その他催し(練習・1面)		1,820円	148.0%					
	その他催し(大会・無料・全面)	1,230円	その他催し(大会・無料・全面)		1,820円	148.0%					
	その他催し(大会・有料・全面)	4,320円	その他催し(大会・有料・全面)		6,370円	147.5%					
新渡総合体育館 小杉体育館 大門総合体育館	柔道場 剣道場 (個人使用料)	50%	—	988円	1時間当たり 一般(高校生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	150.0%	個人使用料については、1面を2名で利用する想定として、単価設定を行います。 障がい者は、5割減額を維持します。	
					小・中学生	50円	小・中学生	70円	140.0%		
新渡総合体育館	多目的室(卓球室)全面	50%	225.00	2,280円	1時間当たり	820円	1時間当たり	930円	150.0%	卓球室については、全面使用の場合は、部屋面積による使用料基準額試算、1台あたりはそれを卓球台数で割ったもの、個人使用料は1台を2人で使用するものとして1台あたりの半分の試算額とします。	
小杉体育館	卓球室(7台)全面	50%	268.00	2,412円	1時間当たり	720円	1時間当たり	1,080円	150.0%		
新渡総合体育館 小杉体育館	卓球室(個人使用料)	50%	—	180円	1時間当たり 一般(高校生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	150.0%	いずれも現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。 個人使用料について、障がい者は5割減額を維持します。	
					小・中学生	50円	小・中学生	70円	140.0%		
	卓球室(団体専用)	50%	—	351円	1時間当たり 1台	100円	1時間当たり 1台	150円	150.0%		
大門総合体育館	レクリエーションルーム	50%	151.00	1,530円	1時間当たり	310円	1時間当たり	460円	148.4%	使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。	
下村体育館	レクリエーションルーム	50%	69.00	699円	1時間当たり	210円	1時間当たり	310円	147.6%		
新渡総合体育館 小杉体育館 大島体育館	トレーニング室 (個人使用料)	100%	—	1,228円	1時間当たり 一般(高校生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	150.0%	トレーニング室は、部屋面積による使用料基準額試算を1時間当たりの使用人数で割ったものを試算額と考えます。現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。 障がい者は、5割減額を維持します。	
					小・中学生	50円	小・中学生	70円	140.0%		
新渡総合体育館	会議室(体育館側・大)	50%	100.00	1,425円	1時間当たり	510円	1時間当たり	760円	149.0%	会議室等貸室は、部屋の面積区分を現行と同様の2区分とします。 使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。 現行の冷暖房加算は廃止します。	
小杉総合体育センター	大会議室	50%	170.00								
大島体育館	大会議室(研修室)	50%	152.00								
新渡総合体育館	研修室(体育館側・小)	50%	24.78	449円	1時間当たり	210円	1時間当たり	310円	147.6%		
	研修室(武道館2F)	50%	34.20								
小杉総合体育センター	小会議室	50%	32.85								
大門総合体育館	研修室	50%	48.00								
	会議室・児童室	50%	39.10								
大島体育館	小会議室(会議室)	50%	66.00								
下村体育館	研修室	50%	45.00								
新渡総合体育館 小杉総合体育センター	大アリーナ	50%	—								8,835円
	小アリーナ	50%		上記以外	7,200円	上記以外	10,800円	150.0%			
50%		アマチュアスポーツ(無料)		1,030円	アマチュアスポーツ(無料)	1,540円	149.5%				
50%	上記以外	3,600円		上記以外	5,400円	150.0%					
新渡総合体育館	柔道場・剣道場	50%	—	2,669円	冷暖房設備	アマチュアスポーツ(無料)	1,030円	アマチュアスポーツ(無料)	1,540円	149.5%	
						上記以外	3,600円	上記以外	5,400円	150.0%	

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
新濱総合体育館 小杉総合体育センター 小杉体育館 大門総合体育館 大島体育館	ランニング走路	50%	—	—	一般(高校生以上)	0円	1回	一般(高校生以上)	100円	新規	・利用状況を踏まえ、これまで料金設定のなかったランニング走路の利用については、新たに料金を設定します。 ・アリーナ等の利用と合わせてランニング走路を利用する場合は、アリーナ等の利用料金のみとし、追加していただくものではありません。 ・障がい者は、5割減額とします。
					小・中学生	0円		小・中学生	50円		
七美体育館	団体	50%	163.00	593円	1回		1時間当たり	110円		・利用区分を現行の1回(4時間以内)から1時間単位に改定します。 ・利用実績から、現行の個人料金は廃止し、団体料金のみとします。 ・使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。	
	団体	50%	163.00		4時間以内	310円	4時間	440円	141.9%		
	個人				1回	4時間以内	100円	団体と区分統合	—		
薬勝寺池南公園 野球場	グラウンド全面	50%	—	485円	1時間当たり 入場料無料	410円	1時間当たり 入場料無料	480円	117.1%	【主要グラウンド(大島中央公園コミュニティ広場、歌の森運動公園多目的グラウンド、サン・ビレッジ新浜、下村グラウンド、薬勝寺池南公園野球場)】	
大島中央公園 コミュニティ広場	グラウンド全面	50%	—	970円	1時間当たり 半面	410円	1時間当たり 半面	480円	117.1%		・利用区分は、現行の1時間単位を維持します。 ・現行において、野球ベンチや放送設備等が整っている大島中央公園コミュニティ広場及び薬勝寺池南公園野球場と、それ以外で料金を区分しており、この区分を維持し、それぞれの使用料基準額試算の範囲内で改定します。 ・夜間照明については、使用料基準額試算の範囲内で改定します。
					全面	820円	全面	960円	117.1%		
					その他催し(半面)	3,700円	その他催し(半面)	4,340円	117.3%		
					その他催し(全面)	7,410円	その他催し(全面)	8,680円	117.1%		
					興行(半面)	7,410円	興行(半面)	8,680円	117.1%		
					興行(全面)	14,810円	興行(全面)	17,360円	117.2%		
大島中央公園 コミュニティ広場	夜間照明(全灯)	50%	—	3,399円	1時間当たり 全灯	2,880円	1時間当たり 全灯	3,360円	116.7%		
					3/4灯	2,080円	3/4灯	2,520円	122.3%		
					1/2灯	1,440円	1/2灯	1,680円	116.7%		
歌の森運動公園多目的 グラウンド	グラウンド全面	50%	—	1,402円	1時間当たり 半面	210円	1時間当たり 半面	310円	147.6%		
					全面	410円	全面	610円	148.8%		
サン・ビレッジ新浜	グラウンド全面	50%	—	1,402円	その他催し(半面)	1,850円	その他催し(半面)	2,750円	148.7%		
					その他催し(全面)	3,700円	その他催し(全面)	5,500円	148.7%		
下村グラウンド	グラウンド全面	50%	—	1,402円	興行(半面)	3,700円	興行(半面)	5,500円	148.7%		
					興行(全面)	7,410円	興行(全面)	11,000円	148.5%		
サン・ビレッジ新浜 下村グラウンド	夜間照明(全灯)	50%	—	2,671円	1時間当たり 全灯	2,080円	1時間当たり 全灯	2,800円	126.2%	・グラウンドの使用料については、現行どおり無料とします。 ・夜間照明については、使用料基準額試算の範囲内で改定します。	
七美公園グラウンド	夜間照明(全灯)	—	—	603円	1時間当たり 全灯	510円	1時間当たり 全灯	600円	117.7%		
本江グラウンド	夜間照明(全灯)	—	—								
浅井グラウンド	夜間照明(全灯)	—	—								
水戸田グラウンド	夜間照明(全灯)	50%	—								
グリーンパークだいまん 中央緑地広場	夜間照明(全灯)	—	—								
サン・ビレッジ新浜	夜間照明(全灯)	—	—								
下村グラウンド	夜間照明(全灯)	—	—								
新浜テニスコート	1面	75%	—								339円
歌の森運動公園 テニスコート	1面	75%	—								
下村テニスコート	1面	75%	—	1時間当たり 1面	210円	157.1%					
テニスコート	夜間照明(全灯)	75%	—	519円	1時間当たり 全灯	510円	1時間当たり 全灯	510円	100.0%	・夜間照明については、使用料基準額試算が現行料金とほぼ同額であることから、現状維持とします。	

施設名	室名	受益者負担率	設置面積	認定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
歌の森運動公園 野球場	グラウンド全面	50%	—	12,207円	1時間当たり 入場料無料	1,230円	1時間当たり 入場料無料	1,840円	149.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行の1時間単位を維持します。 ・使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。 ・入場料無料が市民が使用する上での基準と考え、入場料が有料の場合は加算を行う料金設定とします。 	
					入場料有料	4,940円	入場料有料	7,360円	149.0%		
兼勝寺池南公園 サッカー場	グラウンド全面	50%	—	3,273円	1時間当たり 半面	410円	1時間当たり 半面	610円	148.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行の1時間単位を維持します。 ・使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。 ・半面や全面利用が市民が使用する上での基準と考え、その他催し、興行については、一般利用と異なるため、現行と同様の加算を行う料金設定とします。 	
					全面	820円	全面	1,220円	148.8%		
					その他催し(半面)	3,700円	その他催し(半面)	5,600円	148.7%		
					その他催し(全面)	7,410円	その他催し(全面)	11,000円	148.5%		
					興行(半面)	7,410円	興行(半面)	11,000円	148.5%		
興行(全面)	14,810円	興行(全面)	22,000円	148.6%							
下村パークゴルフ場	1日券	50%	—	417円	16歳以上	410円	16歳以上	410円	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行の1日単位を維持します。 ・使用料基準額試算が現行料金とほぼ同額であることから、現状維持とします。 	
					(70歳以上)	210円	70歳以上	210円	100.0%		
					16歳未満	210円	16歳未満	210円	100.0%		
南郷パークゴルフ場	年間券	50%	—	12,500円	16歳以上	12,340円	16歳以上	12,340円	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の障がい者は、5割減額を維持します。 	
					16歳未満	6,170円	16歳未満	6,170円	100.0%		
	年間共通券	50%	—	18,750円	16歳以上	18,510円	16歳以上	18,510円	100.0%		
					16歳未満	9,260円	16歳未満	9,260円	100.0%		
学校開放(グラウンド)	夜間照明(全灯)	50%	—	655円	1時間当たり 全灯	510円	1時間当たり 全灯	600円	117.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のグラウンドの使用は目的、性質が地区グラウンドと同様であることから、無料とします。 ・上記理由から、夜間照明は、地区グラウンド料金を準用します。 ・体育館の利用区分については、現行の1回単位を維持し、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。 	
学校開放(体育館)	1回(全面)	50%	—	1,131円	1回	310円	1回	460円	148.4%		
大島弓道場	射場 (団体(専用) ・一般)	50%	389.24	1,259円			1時間当たり	1,230円		<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。 ・使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、現行の利用区分(午前・午後・夜間等)の利用時間と同じ時間数を使用した場合の使用料と現行料金を比較した改定率が激変緩和措置150%の範囲内となるよう改定します。 	
					午前 9:00~12:00	3,090円	9:00~12:00	3,890円	119.4%		
					午後 13:00~17:00	3,700円	13:00~17:00	4,920円	133.0%		
					夜間 17:00~21:30	4,110円	17:00~21:30	6,150円	149.6%		
	全日 9:00~21:30	10,900円	9:00~21:30	15,990円	146.7%						
	射場 (団体(専用) ・高校生以下)	50%	—	—	—			1時間当たり	400円		<ul style="list-style-type: none"> ・個人使用料について、障がい者は5割減額を維持します。
						午前 9:00~12:00	1,030円	9:00~12:00	1,200円	116.5%	
						午後 13:00~17:00	1,230円	13:00~17:00	1,600円	130.1%	
						夜間 17:00~21:30	1,340円	17:00~21:30	2,000円	149.3%	
	全日 9:00~21:30	3,800円	9:00~21:30	5,200円	144.4%						
	射場 (個人)	50%	—	—	105円			1時間当たり	60円		<ul style="list-style-type: none"> ・個人使用料について、障がい者は5割減額を維持します。
						午前 9:00~12:00	210円	9:00~12:00	180円	85.7%	
						午後 13:00~17:00	210円	13:00~17:00	240円	114.3%	
夜間 17:00~21:30						210円	17:00~21:30	300円	142.9%		
全日 9:00~21:30						620円	9:00~21:30	780円	125.8%		
射場 (個人・高校生以下)	50%	—	—	—			1時間当たり	30円		<ul style="list-style-type: none"> ・個人使用料について、障がい者は5割減額を維持します。 	
					午前 9:00~12:00	100円	9:00~12:00	90円	90.0%		
					午後 13:00~17:00	100円	13:00~17:00	120円	120.0%		
					夜間 17:00~21:30	100円	17:00~21:30	150円	150.0%		
					全日 9:00~21:30	310円	9:00~21:30	390円	125.8%		

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく(使用料基準額試算(1時間料金))	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
大島弓道場	射場・個人年間利用券	50%	-	25,181円	一般	12,340円	一般	14,400円	116.7%	
					高校生以下	6,170円	高校生以下	7,200円	116.7%	
	研修室	50%	52.40	678円			1時間当たり	360円		
					午前 9:00~12:00	1,030円	9:00~12:00	1,080円	104.9%	
					午後 13:00~17:00	1,230円	13:00~17:00	1,440円	117.1%	
					夜間 17:00~21:30	1,230円	17:00~21:30	1,800円	146.3%	
			全日 9:00~21:30	3,500円	9:00~21:30	4,680円	133.7%			
海電スポーツランド	プール・アリーナ(1回券)	100%	-	1,118円	一般	310円	一般	450円	145.2%	<p>・現行の利用者区分は、「一般」、「高校生」、「70歳以上・障がい者」、「小・中学生」の4区分となっています。今回、県内他自治体の同種施設の区分設定を考慮し、「高校生」区分を廃止し、「一般」区分に見直すこととして改定します。</p> <p>・プール・アリーナ使用料については、使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。</p> <p>・回数券・期間利用券について 回数券については、現行の11枚回数券を維持します。 また、期間利用券については、現行12か月利用券のみであったものを、新たに3か月券、6か月券を設け、市内・市外料金を設定します。</p> <p>・障がい者は、5割減額とします。(料金設定から減額措置へ変更)</p>
					高校生	210円	70歳以上	220円	146.7%	
					70歳以上・障がい者	150円	小・中学生	150円	150.0%	
					小・中学生	100円				
	プール・アリーナ(回数券11枚)	100%	-	11,180円	一般	3,100円	一般	4,500円	145.2%	
					高校生	2,100円	70歳以上	2,200円	146.7%	
					70歳以上・障がい者	1,500円	小・中学生	1,500円	150.0%	
					小・中学生	1,000円				
	プール・アリーナ(3か月利用券)(市内)	100%	-	24,149円			一般(高校生以上)	9,700円	新規	
							70歳以上	4,850円		
							小・中学生	3,200円		
	プール・アリーナ(3か月利用券)(市外)	100%	-	24,149円			一般(高校生以上)	10,700円	新規	
							70歳以上	5,350円		
							小・中学生	3,500円		
	プール・アリーナ(6か月利用券)(市内)	100%	-	42,931円			一般(高校生以上)	17,300円	新規	
							70歳以上	8,650円		
							小・中学生	5,800円		
	プール・アリーナ(6か月利用券)(市外)	100%	-	42,931円			一般(高校生以上)	19,000円	新規	
							70歳以上	9,500円		
							小・中学生	6,400円		
	プール・アリーナ(12か月利用券)(市内)	100%	-	75,130円	一般	21,800円	一般	30,300円	140.3%	
					高校生	14,400円			210.4%	
					70歳以上・障がい者	10,800円	70歳以上	15,150円	140.3%	
					小・中学生	7,200円	小・中学生	10,100円	140.3%	
プール・アリーナ(12か月利用券)(市外)	100%	-	75,130円	一般	21,800円	一般	33,300円	154.2%		
				高校生	14,400円			231.3%		
				70歳以上・障がい者	10,800円	70歳以上	16,650円	154.2%		
				小・中学生	7,200円	小・中学生	11,100円	154.2%		
専用使用料(団体) 25mプール(1コース)	100%	-	2,795円			1時間当たり	780円			
				1回2時間以内 25mプール(1コース)	1,030円	2時間	1,520円	147.6%		
専用使用料(団体) アリーナ	100%	-	2,795円			1時間当たり	1,500円			
				1回2時間以内 アリーナ	2,080円	2時間	3,000円	145.6%		

【産業系施設】

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案		改定率
新渡農村環境改善センター	洋室会議室	50%	95.00	1,458円			1時間当たり	600円	【農村環境改善センター(新渡農村環境改善センター、大門農村環境改善センター、大島農村環境改善センター)】 ・利用区分は、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。 ・農村環境改善センター3施設の使用料の考え方を統一します。 ・3施設それぞれのコストを合算し、同規模面積の会議室は同一料金に改めることとして、使用料基準額試算を踏まえて改定します。 ・現行の冷暖房加算(3割加算)は廃止します。	
					午前 9:00~12:00	1,630円	9:00~12:00	1,800円		110.4%
					午後 12:00~17:00	1,630円	12:00~17:00	3,000円		184.1%
					昼間 9:00~17:00	2,710円	9:00~17:00	4,800円		177.1%
					夜間 17:00~21:00	1,630円	17:00~21:00	2,400円		147.2%
					星夜 12:00~21:00	3,240円	12:00~21:00	5,400円		166.7%
	全日 9:00~21:00	4,320円	9:00~21:00	7,200円	166.7%					
	伝統茶館伝習室	50%	73.00	1,072円			1時間当たり	450円		
					午前 9:00~12:00	1,630円	9:00~12:00	1,350円		82.8%
					午後 12:00~17:00	1,630円	12:00~17:00	2,250円		138.0%
					昼間 9:00~17:00	2,710円	9:00~17:00	3,600円		132.8%
					夜間 17:00~21:00	1,630円	17:00~21:00	1,800円		110.4%
					星夜 12:00~21:00	3,240円	12:00~21:00	4,050円		125.0%
	全日 9:00~21:00	4,320円	9:00~21:00	5,400円	125.0%					
	和室研修室A	50%	69.00	1,013円			1時間当たり	450円		
					午前 9:00~12:00	1,080円	9:00~12:00	1,350円		125.0%
					午後 12:00~17:00	1,080円	12:00~17:00	2,250円		208.3%
					昼間 9:00~17:00	1,630円	9:00~17:00	3,600円		220.9%
					夜間 17:00~21:00	1,080円	17:00~21:00	1,800円		166.7%
					星夜 12:00~21:00	2,160円	12:00~21:00	4,050円		187.5%
	全日 9:00~21:00	2,710円	9:00~21:00	5,400円	199.3%					
	和室研修室B	50%	30.00	440円			1時間当たり	310円		
					午前 9:00~12:00	550円	9:00~12:00	930円		169.1%
					午後 12:00~17:00	550円	12:00~17:00	1,550円		281.8%
					昼間 9:00~17:00	1,080円	9:00~17:00	2,480円		229.6%
					夜間 17:00~21:00	550円	17:00~21:00	1,240円		225.5%
					星夜 12:00~21:00	1,080円	12:00~21:00	2,790円		258.3%
	全日 9:00~21:00	1,830円	9:00~21:00	3,720円	226.2%					
陶芸制作室	50%	95.00	1,433円			1時間当たり	670円			
				午前 9:00~12:00	2,160円	9:00~12:00	2,010円	93.1%		
				午後 12:00~17:00	2,160円	12:00~17:00	3,350円	155.1%		
				昼間 9:00~17:00	3,240円	9:00~17:00	5,360円	165.4%		
				夜間 17:00~21:00	2,160円	17:00~21:00	2,680円	124.1%		
				星夜 12:00~21:00	3,780円	12:00~21:00	6,030円	159.1%		
全日 9:00~21:00	4,870円	9:00~21:00	8,040円	165.1%						
展示コーナー	50%	101.00	1,483円			1時間当たり	600円			
				午前 9:00~12:00	2,710円	9:00~12:00	1,800円	66.4%		
				午後 12:00~17:00	2,710円	12:00~17:00	3,000円	110.7%		
				昼間 9:00~17:00	3,780円	9:00~17:00	4,800円	126.7%		
				夜間 17:00~21:00	2,710円	17:00~21:00	2,400円	88.6%		
				星夜 12:00~21:00	4,320円	12:00~21:00	5,400円	125.0%		
全日 9:00~21:00	5,400円	9:00~21:00	7,200円	133.3%						

実施稼働率
10.8%
想定稼働率
25%

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
大門農村環境改善センター 実稼働率 10.8% 想定稼働率 25%	1階生活改善学習室	50%	31.00	590円			1時間当たり	310円		【農村環境改善センター(新浜農村環境改善センター、大門農村環境改善センター、大島農村環境改善センター)】 ・利用区分は、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。 ・農村環境改善センター3施設の使用料の考え方を統一します。 ・3施設それぞれのコストを合算し、同規模面積の会議室は同一料金に改めることとして、使用料基準額試算を踏まえて改定します。 ・現行の冷暖房加算(3割加算)は廃止します。
	相談室	50%	27.00		午前 9:00~12:00	720円	9:00~12:00	930円	129.2%	
	2階会議室小	50%	26.00		午後 13:00~17:00	820円	13:00~17:00	1,240円	151.2%	
					夜間 18:00~21:00	1,080円	18:00~21:00	930円	86.1%	
	1階研修室	50%	78.00	1,559円	全日 9:00~21:00	2,680円	9:00~21:00	3,720円	139.9%	
							1時間当たり	450円		
	2階会議室大	50%	72.00		午前 9:00~12:00	1,130円	9:00~12:00	1,350円	119.5%	
					午後 13:00~17:00	1,340円	13:00~17:00	1,800円	134.3%	
	多目的ホール	50%	415.00	8,741円	夜間 18:00~21:00	1,700円	18:00~21:00	1,350円	79.4%	
					全日 9:00~21:00	4,180円	9:00~21:00	5,400円	129.2%	
							1時間当たり	800円		
					午前 9:00~12:00	2,080円	9:00~12:00	2,400円	118.6%	
多目的ホール(個人使用料)	50%	—	1,457円	午後 13:00~17:00	2,570円	13:00~17:00	3,200円	124.5%		
				夜間 18:00~21:00	3,080円	18:00~21:00	2,400円	77.9%		
				全日 9:00~21:00	7,600円	9:00~21:00	9,600円	126.3%		
				1回	一般(中学生以上)	150円	1時間当たり	一般(高校生以上)	150円	—
	小学生	50円		小・中学生	0円	—				
	未就学児童	0円		未就学児童	0円	—				
大島農村環境改善センター 実稼働率 10.8% 想定稼働率 25%	洋室会議室	50%	65.00	1,103円			1時間当たり	450円		【農村環境改善センター(新浜農村環境改善センター、大門農村環境改善センター、大島農村環境改善センター)】 ・利用区分は、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。 ・農村環境改善センター3施設の使用料の考え方を統一します。 ・3施設それぞれのコストを合算し、同規模面積の会議室は同一料金に改めることとして、使用料基準額試算を踏まえて改定します。 ・現行の冷暖房加算(2割加算)は廃止します。
					午前 9:00~12:00	1,230円	9:00~12:00	1,350円	109.8%	
	午後 12:00~17:00	2,080円	12:00~17:00		2,250円	109.2%				
	農事研修室	50%	78.00		昼間 9:00~17:00	3,190円	9:00~17:00	3,800円	112.9%	
					夜間 17:00~21:00	2,080円	17:00~21:00	1,800円	87.4%	
					昼夜 12:00~21:00	4,010円	12:00~21:00	4,050円	101.0%	
				全日 9:00~21:00	5,140円	9:00~21:00	5,400円	105.1%		
	和室会議室	50%	98.00	1,065円			1時間当たり	800円		
					午前 9:00~12:00	1,230円	9:00~12:00	1,800円	146.3%	
					午後 12:00~17:00	2,080円	12:00~17:00	3,000円	145.6%	
					昼間 9:00~17:00	3,190円	9:00~17:00	4,800円	150.5%	
					夜間 17:00~21:00	2,080円	17:00~21:00	2,400円	116.5%	
昼夜 12:00~21:00					4,010円	12:00~21:00	5,400円	134.7%		
全日 9:00~21:00	5,140円	9:00~21:00	7,200円	140.1%						

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方	
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
大島農村環境改善センター	農産加工実習室	50%	51.00	787円			1時間当たり	600円			
					午前 9:00~12:00	1,540円	9:00~12:00	1,800円	116.9%		
					午後 12:00~17:00	2,570円	12:00~17:00	3,000円	118.7%		
					昼間 9:00~17:00	3,910円	9:00~17:00	4,800円	122.8%		
					夜間 17:00~21:00	2,470円	17:00~21:00	2,400円	97.2%		
					昼夜 12:00~21:00	4,830円	12:00~21:00	5,400円	111.8%		
	全日 9:00~21:00	6,170円	9:00~21:00	7,200円	116.7%						
	多目的ホール	50%	398.00	6,142円			1時間当たり	800円			
					午前 9:00~12:00	1,850円	9:00~12:00	2,400円	129.7%		
					午後 12:00~17:00	3,090円	12:00~17:00	4,000円	129.5%		
					昼間 9:00~17:00	4,630円	9:00~17:00	6,400円	138.2%		
					夜間 17:00~21:00	2,880円	17:00~21:00	3,200円	111.1%		
					昼夜 12:00~21:00	5,680円	12:00~21:00	7,200円	127.2%		
	全日 9:00~21:00	7,200円	9:00~21:00	9,600円	133.3%						
	多目的ホール(個人使用料)	50%	-	1,535円	1回	一般(中学生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円		-
					小学生以下	0円	中学生以下	0円	-		
大門コミュニティセンター	入浴料	100%	-	-		大人(12歳以上)	420円	大人(12歳以上)	420円	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> 入浴料金は、現行どおり富山県公衆浴場料金を準ずることとします。
						中人(6歳~11歳)	130円	中人(6歳~11歳)	130円	100.0%	
						小人(~5歳)	80円	小人(~5歳)	80円	100.0%	
	トレーニングルーム	100%	-	-	1回	150円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	-	<ul style="list-style-type: none"> トレーニングルームは、現行1回150円を1時間150円とします。 	

【保健福祉系施設】

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
新湊交流会館	会議室	50%	39.00	1,145円			1時間当たり	340円		<ul style="list-style-type: none"> 利用区分は、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。 使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、現行の利用区分(午前・午後・夜間等)の利用時間と同じ時間数を使用した場合の使用料と現行料金を比較した改定率が激変緩和措置150%の範囲内となるよう改定します。 現行の冷暖房加算(3割加算)は廃止します。
					午前 9:00~12:00	980円	9:00~12:00	1,020円	104.1%	
					午後 12:00~17:00	1,190円	12:00~17:00	1,700円	142.9%	
	研修室	50%	48.00		昼間 9:00~17:00	1,940円	9:00~17:00	2,720円	140.2%	
					夜間 17:00~22:00	1,410円	17:00~22:00	1,700円	120.6%	
					昼夜 12:00~22:00	2,270円	12:00~22:00	3,400円	149.8%	
					全日 9:00~22:00	3,240円	9:00~22:00	4,420円	136.4%	

施設名	室名	受益者負担率	総屋面積	想定稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			改定料金案の考え方
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
新渡交流会館	ホール1	50%	78.00	2,053円			1時間当たり	420円		<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行のコマ単位から1時間単位に改定します。 ・現行、ホール1とホール1・2として料金を設定していたところを、それぞれホール1、ホール2として料金を設定します。 ・使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、現行の利用区分(午前・午後・夜間等)の利用時間と同じ時間数を使用した場合の使用料と現行料金を比較した改定率が激変緩和措置150%の範囲内となるよう改定します。 ・現行の冷暖房加算(3割加算)は廃止します。
					午前 9:00~12:00	1,080円	9:00~12:00	1,260円	116.7%	
					午後 12:00~17:00	1,630円	12:00~17:00	2,100円	128.8%	
					昼間 9:00~17:00	2,270円	9:00~17:00	3,360円	148.0%	
					夜間 17:00~22:00	1,840円	17:00~22:00	2,100円	114.1%	
					昼夜 12:00~22:00	3,020円	12:00~22:00	4,200円	139.1%	
	全日 9:00~22:00	4,000円	9:00~22:00	5,460円	136.5%					
	ホール2	50%	78.00	2,053円	—	—	1時間当たり	420円		
	ホール1・2	50%	156.00	4,105円			1時間当たり	840円		
					午前 9:00~12:00	2,160円	9:00~12:00	2,520円	116.7%	
					午後 12:00~17:00	3,240円	12:00~17:00	4,200円	129.6%	
					昼間 9:00~17:00	4,540円	9:00~17:00	6,720円	148.0%	
					夜間 17:00~22:00	3,790円	17:00~22:00	4,200円	110.8%	
					昼夜 12:00~22:00	6,180円	12:00~22:00	8,400円	136.4%	
全日 9:00~22:00	8,110円	9:00~22:00	10,920円	134.7%						
いきいき長寿館	軽運動室(カローリング3面)	50%	395.76	2,123円	1時間当たり カローリング1面	200円	1時間当たり カローリングコート1面	300円	150.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分は、現行どおり1時間単位を維持します。 ・使用料基準額試算が現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として改定率150%の範囲内で改定します。
					その他半面	300円	その他の場合半面	450円	150.0%	
					その他全面	600円	その他の場合全面	900円	150.0%	

施設使用料 減免について

(1) 基本方針での減額・免除の基準

減額・免除に相当する負担は公費で補うことになり、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から考えると、政策的かつ特例的な措置として適用を限定すべきものです。そのため、使用料の減額・免除は、真にやむを得ないものに限定するという考え方のもと見直しを行います。

なお、減免率については、できる限り簡素な料金設定とすることが望ましいと考えることから、原則、免除(10割)と減額(5割)の2段階とします。

ア 全施設共通の基準

市又は市の機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催するとき	免除
市又は市の機関(市が設置する附属機関を含む。)が共催するとき	減額
市長が特に必要と認めるとき (施設の設置目的を考慮し、特別の事情があると認めるとき)	減額又は 免除

イ 施設ごとの個別基準

半数以上が市内在住の障がい者が構成する団体が利用するとき	減額
半数以上が市内在住の中学生以下で構成する団体が利用するとき	減額
個人利用施設について、市内在住の障がい者が利用するとき	減額
(障がい者が利用するときの介助者1名)	免除
個人利用施設について、市内在住の中学生以下の者が利用するとき	減額

(2) 施設ごとの状況

対象施設	対象者・利用目的			貸室		個人利用施設			市長が特に必要と認めるとき		その他変更点
	市又は市の機関が主催するとき	市又は市の機関が共催するとき	市又は市の機関が後援するとき	半数以上が市内在住の中学生以下で構成する団体の利用	半数以上が市内在住の障がい者で構成する団体の利用	中学生以下(市内)利用	障がい者(市内)利用	介助者1名	その他(内規等による規定、運用は下線あり)		
コミュニティセンター	免除	5割減額	減免なし	減免なし(その他に該当すれば免除)	減免なし	—	—	—	・地域運営会を構成する団体 免除 ・登録サークルの利用は週1回免除 ・NPO法人スポーツクラブ 5割減額		
生涯学習センター	免除	5割減額	減免なし	減免なし	減免なし	—	—	—			
中央公民館	免除	5割減額	減免なし	減免なし	減免なし	—	—	—	・市全域で活動する社会教育団体 免除 ・登録サークルの利用は週1回免除 ・NPO法人スポーツクラブ 5割減額		
新漢中央文化会館	免除	5割減額	1割⇒減免なし	減免なし	減免なし	—	—	—			
小杉文化ホール	免除	5割減額	1割⇒減免なし	減免なし	減免なし	—	—	—			
大門総合会館	免除	5割減額	1割⇒減免なし	減免なし	減免なし	—	—	—			
匠の里	免除	5割減額	5割⇒減免なし	減免なし	減免なし	(無料の料金設定)	5割減額	免除			
大島絵本館	免除	5割減額	減免なし	減免なし	減免なし	免除	5割減額	免除			
新漢博物館	—	—	—	—	—	(料金設定なし)	料金設定(5割)⇒5割減額	免除	教育課程における引率者 免除		
体育施設	免除 ※夜間照明は対象外	5割減額	3割⇒減免なし	減免なし(その他に該当すれば免除)	(障がい者のみの団体 5割減額)	(5割相当の料金設定)	5割減額	—	・市内小学校、中学校、幼稚園、保育園等が主催で行う大会及び当該大会に係る練習並びに行事 免除 ・市内スポーツ少年団又はその加盟団体が主催する大会 免除 ・同 練習 5割減額 (いずれも夜間照明は3割減額) ・満70歳以上の個人使用 5割減額		
学校開放	免除 ※夜間照明は対象外	—	減免なし	減免なし(その他に該当すれば免除)	減免なし	—	—	—	・市内小学校、中学校、幼稚園、保育園等が行う行事 免除 ・市内スポーツ少年団又はその加盟団体が主催する大会 免除 ・同 練習 150円(予定) (いずれも夜間照明は3割減額)		
海童スポーツランド	免除	3割⇒5割減額	3割⇒減免なし	—	—	(5割相当の料金設定)	5割減額	—	教育委員会がアマチュアスポーツ団体であると認める団体が主催する行事 5割減額	教育委員会が特に必要と認める行事 免除 国、県が主催 3割減額 を削除	
新漢農村環境改善センター	免除	5割減額	減免なし	減免なし	5割減額	(無料の料金設定)	5割減額	—			
大門農村環境改善センター	免除	5割減額	2割⇒減免なし	減免なし	5割減額	(無料の料金設定)	5割減額	—		市が共催する場合、農業団体主催 3割減額 県が主催 2割減額 その他団体主催 1割減額 を削除	
大島農村環境改善センター	免除	5割減額	減免なし	減免なし	5割減額	(無料の料金設定)	5割減額	—		農業関係団体等が主催する行事 7割減額を削除	
新漢交流会館	免除	5割減額	減免なし	5割減額	免除	—	—	—	ボランティア活動など、公益性の高い活動 免除	お水市新漢地区老人クラブ連合会が免除対象外	
いきいき長寿館	免除	5割減額	減免なし	減免なし	減免なし(その他により 5割減額)	—	—	—	高齢者の生きがいづくり、介護予防事業等 5割減額	老人クラブ(市連合会、地区連、単位)、地域振興会、自治会、障がい者団体 免除から5割減額に変更	

※太字は新規規定。色付セルは変更

2 手数料

手数料については、基本方針に基づく手数料基準額を踏まえた上で、県内他自治体との均衡を図りつつ、必要な改定を行います。

「手数料基準額」とは、原価に受益者負担率を乗じたものとします。受益者負担率は、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであるため、100%とします。手数料の原価は具体的には以下の計算式により算出しています。

・手数料原価 = (1分当たりの人件費×処理時間(分) + 物件費等) ÷ 年間処理件数

○改定手数料一覧

NO	手数料名	単位	現行料金	手数料基準額	改定料金案	改定率	改定料金案の考え方
1	犬猫等の死体処理(収集処理)	1件	1,030円	6,789円	1,540円	149.5%	手数料原価が現行料金を上回っており、激変緩和措置として改定率150%又は手数料原価の範囲内で改定します。
2	処理困難物処理(バッテリー)	1件	210円	413円	310円	147.6%	
3	処理困難物処理(廃消火器)	1件	510円	948円	760円	149.0%	
4	処理困難物処理(廃タイヤ) ※上限額	1件	1,030円	1,156円	1,150円	111.7%	
5	一般廃棄物(処分業許可)	1件	5,000円	9,428円	7,500円	150.0%	
6	一般廃棄物(処分業許可更新)	1件	5,000円	5,803円	5,800円	116.0%	
7	一般廃棄物(処分業事業 範囲の変更許可)	1件	2,500円	5,144円	3,700円	148.0%	
8	一般廃棄物(収集運搬業許可)	1件	5,000円	9,428円	7,500円	150.0%	
9	一般廃棄物(収集運搬業許可 更新)	1件	5,000円	5,803円	5,800円	116.0%	
10	一般廃棄物(収集運搬業事業 範囲の変更許可)	1件	2,500円	5,144円	3,700円	148.0%	
11	一般廃棄物(許可の再交付)	1件	2,500円	2,705円	2,700円	108.0%	
12	浄化槽(清掃業許可証再交付)	1件	2,500円	2,705円	2,700円	108.0%	

射水市体育施設条例(平成17年射水市条例第106号) 新旧対照表

現行	改正後(案)																																
<p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="282 571 925 1230"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下村体育館</td> <td rowspan="3">射水市加茂中部843番地</td> </tr> <tr> <td>下村グラウンド</td> </tr> <tr> <td>下村テニスコート</td> </tr> <tr> <td>本江体育館</td> <td>射水市本江北142番地</td> </tr> <tr> <td>七美体育館</td> <td>射水市七美1014番地</td> </tr> <tr> <td>大島中央公園コミュニティ 体育館</td> <td>射水市新開発424番地</td> </tr> <tr> <td>大島中央公園コミュニティ 広場</td> <td>射水市新開発248番地1</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第4条 略</p>	名称	位置	省略		下村体育館	射水市加茂中部843番地	下村グラウンド	下村テニスコート	本江体育館	射水市本江北142番地	七美体育館	射水市七美1014番地	大島中央公園コミュニティ 体育館	射水市新開発424番地	大島中央公園コミュニティ 広場	射水市新開発248番地1	省略		<p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 580 1783 1070"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下村体育館</td> <td rowspan="3">射水市加茂中部843番地</td> </tr> <tr> <td>下村グラウンド</td> </tr> <tr> <td>下村テニスコート</td> </tr> <tr> <td>七美体育館</td> <td>射水市七美1014番地</td> </tr> <tr> <td>大島中央公園コミュニティ 広場</td> <td>射水市新開発248番地1</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第4条 略</p>	名称	位置	省略		下村体育館	射水市加茂中部843番地	下村グラウンド	下村テニスコート	七美体育館	射水市七美1014番地	大島中央公園コミュニティ 広場	射水市新開発248番地1	省略	
名称	位置																																
省略																																	
下村体育館	射水市加茂中部843番地																																
下村グラウンド																																	
下村テニスコート																																	
本江体育館	射水市本江北142番地																																
七美体育館	射水市七美1014番地																																
大島中央公園コミュニティ 体育館	射水市新開発424番地																																
大島中央公園コミュニティ 広場	射水市新開発248番地1																																
省略																																	
名称	位置																																
省略																																	
下村体育館	射水市加茂中部843番地																																
下村グラウンド																																	
下村テニスコート																																	
七美体育館	射水市七美1014番地																																
大島中央公園コミュニティ 広場	射水市新開発248番地1																																
省略																																	

(地区体育館及び地区グラウンドの使用)

第4条の2 七美体育館及び大島中央公園コミュニティ体育館(以下「地区体育館」という。)並びに本江グラウンド、水戸田グラウンド、榊田グラウンド、浅井グラウンド、太閤山グラウンド及び大江グラウンド(以下「地区グラウンド」という。)の使用は、それぞれの地区体育館又は地区グラウンドが所在する地区又は小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する団体で教育委員会に登録されているもの(以下「登録団体」という。)は、地区体育館及び地区グラウンドを使用することができる。

- (1) 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成されていること。
- (2) 社会体育活動を目的としていること。
- (3) 責任者(成人に限る。)がいること。

第5条 略

第6条 教育委員会は、体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を取り消し、使用の許可を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用の権利を譲渡、若しくは転貸したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (4) 許可された使用時間を経過したとき。

(地区体育館及び地区グラウンドの使用)

第4条の2 七美体育館並びに本江グラウンド、水戸田グラウンド、榊田グラウンド、浅井グラウンド、太閤山グラウンド及び大江グラウンド(以下「地区グラウンド」という。)の使用は、七美体育館又は地区グラウンドが所在する地区又は小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する団体で教育委員会に登録されているもの(以下「登録団体」という。)は、七美体育館及び地区グラウンドを使用することができる。

- (1) 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成されていること。
- (2) 社会体育活動を目的としていること。
- (3) 責任者(成人に限る。)がいること。

第5条 略

第6条 教育委員会は、体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を取り消し、使用の許可を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用の権利を譲渡、若しくは転貸したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (4) 許可された使用時間を経過したとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

第7条～第15条 略

(利用料金)

第16条 第13条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第7条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、前納しないことができる。

- 2 利用料金は、別表2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金の算定については、前項に定めるもののほか、第7条第2項に定める体育施設使用料の算定方法に準じて行うものとする。
- 4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第9条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、第9条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

第7条～第15条 略

(利用料金)

第16条 第13条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第7条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、前納しないことができる。

- 2 利用料金は、別表2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金の算定については、前項に定めるもののほか、第7条第2項に定める体育施設使用料の算定方法に準じて行うものとする。
- 4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第9条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表1(第3条関係)

施設名	供用日	供用時間
省略		
下村テニスコート	1月4日から12月27日までの日。ただし、(日曜日及び休日に火曜日(この日が休日)に当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時まで あつては、午後5時まで
本江体育館	1月4日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
七美体育館	1月4日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
大島中央公園コミュニティ体育館	1月4日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分まで
大島中央公園コミュニティ広場	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
省略		

別表1(第3条関係)

施設名	供用日	供用時間
省略		
下村テニスコート	1月4日から12月27日までの日。ただし、(日曜日及び休日に火曜日(この日が休日)に当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時 あつては、午後5時(時)まで
七美体育館	1月4日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
大島中央公園コミュニティ広場	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
省略		

別表2(第7条関係)

1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館

(1) 体育館使用料

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館	
大 ア リ ー ナ	アマチュアスポーツ	練習	210	210	210	210	210	210
		大会	1,650	2,060	1,230	1,230	1,230	620
	その他 の催し	練習	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
		大会	9,870	12,340	7,410	7,410	7,410	3,700

別表2(第7条関係)

1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館

(1) 体育館使用料

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館	
大 ア リ ー ナ	アマチュアスポーツ	練習	310	310	310	310	310	
		大会	2,470	3,090	1,840	1,840	1,840	930
	その他 の催し	練習	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
		大会	14,570	18,220	10,940	10,940	10,940	5,460
興行	全面	68,020	85,030	51,020	51,020	51,020	25,510	

		有料		34,560	43,200	25,920	25,920	25,920	12,960
	興行		全面	46,080	57,600	34,560	34,560	34,560	17,280
小 ア リ ア ス ー ポ ー ナ ツ	アマチュアスポーツ	練習	バドミントンコート1面		210	210			
				大会	無料	全面	820	620	
			有料		2,880	2,160			
	その他の催し	練習	バドミントンコート1面		1,230	1,230			
				大会	無料	全面	4,940	3,700	
			有料		17,280	12,960			
興行			全面	23,040	17,280				
卓球	個人	一般		100	100	100	100	100	
		小・中学生		50	50	50	50		

小 ア リ ア ス ー ポ ー ナ ツ	アマチュアスポーツ	練習	バドミントンコート1面		310	310			
				大会	無料	全面	1,230	930	
		有料			4,250	3,190			
	その他の催し	練習	バドミントンコート1面		1,820	1,820			
				大会	無料	全面	7,290	5,460	
			有料			25,510	19,130		
興行			全面	34,010	25,510				
ア リ ア ス ー ポ ー ナ ツ	個人	一般		150	150	150	150	150	
		小・中学生		70	70	70	70	70	
卓球室・多目的室	個人	一般		150	150	150	150		
		小・中学生		70	70	70	70		
			卓球台1台につき	150	150	150	150		
			団体専用（10名以上で使用予約する場合）	全面	930	1,080	1,080		

室	団体専用(10名以上 で使用予約する場 合)	卓球台1 台につ き	100		100	100		100
			全面	620	720	310	100	
トレー ニング 室	個人	一般	100	100	100	100	100	
		小・中学 生	50	50	50	50	50	

備考

- 「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。
- 個人の使用料については、210円券11枚つづり2,100円、100円券11枚つづり1,000円の回数券を発行できるものとする。
- この表中、下村体育館の欄については、下村小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「下村小学校の通学区域の住民等」という。)には適用しない。

(2) 柔道場、剣道場使用料

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
		新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館

トレー ニング 室	個人	一般	150	150	150	
		小・中 学生	70	70	70	
レクリ エーシ ョンル ーム	専用	全面		460	310	
ランニ ング走 路	個人	一般	100	100	100	100
		小・中 学生	50	50	50	50

備考

- この表において「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。
- この表中、下村体育館の欄については、下村小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「下村小学校の通学区域の住民等」という。)には適用しない。

(2) 柔道場及び剣道場使用料

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
		新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館

アマチ	練習		1競技場	210	210	210
ユアス	大会	無料	全面	410	210	210
		有料		1,440	720	720
その他	練習		1競技場	1,230	1,230	1,230
の催し	大会	無料	全面	2,470	1,230	1,230
		有料		8,640	4,320	4,320
興行			全面	11,520	5,760	5,760
個人	一般	1人		100	100	100
	小・中学生			50	50	50

備考 「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。

(3) 会議室使用料

区分	金額(1時間当たり 単位:円)					
	新湊総合 体育館	小杉総合 体育セン ター	小杉体育館	大門総合 体育館	大島体育館	下村体育 館
大会議室 (51席以上)	510	510			510	

アマチ	練習		1競技場	310	310	310
ユアス	大会	無料	全面	610	310	310
		有料		2,160	1,080	1,080
その他	練習		1競技場	1,820	1,820	1,820
の催し	大会	無料	全面	3,640	1,820	1,820
		有料		12,740	6,370	6,370
興行			全面	17,000	8,500	8,500
個人	一般	1人		150	150	150
	小・中学生			70	70	70

備考 この表において「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。

(3) 会議室使用料

区分	金額(1時間当たり 単位:円)					
	新湊総合 体育館	小杉総合 体育セン ター	小杉体育館	大門総合 体育館	大島体育館	下村体育 館
大会議室 (51席以上)	760	760			760	
小会議室・ 研修室等	310	310		310	310	310

小会議室 (51席未満)	210	210	/	210	210	210
-----------------	-----	-----	---	-----	-----	-----

(4) 設備使用料

区分	単位	金額(単位：円)								
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館			
設備器具等	大会議室(51席以上)	放送設備	1回	/	1,030	/	/	/	/	/
	席以上)	冷暖房設備	1時間	150	150	/	/	150	/	/
	小会議室(51席未満)	冷暖房設備	1時間	60	60	/	60	60	60	60
	大アリ	放送設備	1回	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

(51席未満)	/	/	/	/	/
---------	---	---	---	---	---

(4) 設備使用料

区分	単位	金額(単位：円)								
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館			
設備器具等	大会議室(51席以上)	放送設備	1回	/	1,030	/	/	/	/	/
	大アリ	放送設備	1回	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	電動ステージ	1回	/	2,060	/	/	/	/	/	/
	移動観客席	1回	2,060	/	/	/	/	/	/	/

一ナ	電動ス テージ	1回		2,060					
	移動観 客席	1回	2,060						
	冷暖房 設備	下記以 外	1時	7,200	7,200				
アマチ ユアス ポーツ (無料)		間	2,060	2,060					
小アリ 一ナ	放送設備	1回	1,030	1,030					
一ナ	冷暖房 設備	下記以 外	1時	3,600					
		アマチ ユアス ポーツ (無料)	間	1,030					
柔道 場・剣	冷暖房 設備	下記以 外	1時	3,600					

一ナ	冷暖房 設備	下記 以外	1時	10,800	10,800			
		アマ チュ アス ポー ツ(無 料)	間	3,000	3,000			
		小アリ 一ナ	放送設 備	1回	1,030	1,030		
一ナ	冷暖房 設備	下記 以外	1時	5,400				
		アマ チュ アス ポー ツ(無 料)	間	1,540				
柔道 場・剣	冷暖房 設備	下記 以外	1時	5,400				

道場	アマチ	間	1,030						
	ユアス								
	ポーツ								
	(無料)								
照明設備	大アリ	全灯	1時間	1,540	1,540	770	770	770	360
	一ナ	1/2灯	1時間	770	770	360	360	360	
	小アリ	全灯	1時間	310	310				
	一ナ								

備考 この表において「アマチュアスポーツ(無料)」とは、アマチュアスポーツの大会等において入場料を徴収しない場合をいう。

2 本江体育館、七美体育館、大島中央公園コミュニティ体育館、下村体育館

区分	単位	金額(単位：円)
個人	1回(4時間以内)	100
団体	1回(4時間以内)	310

備考 下村小学校の通学区域の住民等が下村体育館を使用する場合には、この表を適用する。

道場	アマ	間	1,540						
	チュ								
	アス								
	ポーツ								
	(無料)								
照明設備	大アリ	全灯	1時間	1,540	1,540	770	770	770	360
	一ナ	1/2灯	1時間	770	770	360	360	360	
	小アリ	全灯	1時間	310	310				
	一ナ								

備考 この表において「アマチュアスポーツ(無料)」とは、アマチュアスポーツの大会等において入場料を徴収しない場合をいう。

2 七美体育館

区分	金額(1時間当たり 単位：円)
団体・個人	110

備考 下村小学校の通学区域の住民等が下村体育館を使用する場合には、この表を適用する。

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド、大島中央公園コミュニティ広場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)					
		歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場	
グランド	アマチ全面	410	820	410	410	820	
	ユアス半面	210	410	210	210	410	
	その他	全面	3,700	7,410	3,700	3,700	7,410
		半面	1,850	3,700	1,850	1,850	3,700
	興行	全面	7,410	14,810	7,410	7,410	14,810
	半面	3,700	7,410	3,700	3,700	7,410	
夜間照明	全灯			2,060	2,060	2,880	
	3/4灯					2,060	
	1/2灯					1,440	

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄については、海老江地区の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「海老江地区の住民等」という。)には適用しない。
- この表中、下村グラウンドの欄については、下村小学校の通学区域

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド及び大島中央公園コミュニティ広場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)					
		歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場	
グランド	アマチ全面	610	1,220	610	610	960	
	ユアス半面	310	610	310	310	480	
	その他	全面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680
		半面	2,750	5,500	2,750	2,750	4,340
	興行	全面	11,000	22,000	11,000	11,000	17,360
	半面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680	
夜間照明	全灯			2,600	2,600	3,360	
	3/4灯					2,520	
	1/2灯					1,680	

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄については、海老江地区の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「海老江地区の住民等」という。)には適用しない。
- この表中、下村グラウンドの欄については、下村小学校の通学区域

の住民等には適用しない。

4 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいまん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいまん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド
グラウンド	1回(4時間以内)	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
夜間照明	全灯	510	510	510	510	510	2,060	2,060

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄は、海老江地区の住民等に適用する。
- この表中、下村グラウンドの欄は、下村小学校の通学区域の住民等に適用する。

の住民等には適用しない。

4 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいまん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊及び下村グラウンド

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいまん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド
グラウンド	1回(4時間以内)	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
夜間照明	全灯	600	600	600	600	600	600	600

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄は、海老江地区の住民等に適用する。
- この表中、下村グラウンドの欄は、下村小学校の通学区域の住民等に適用する。

5 薬勝寺池南公園野球場、歌の森運動公園野球場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)	
		薬勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料 全面	410	1,230
	有料		4,940

備考 「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート、下村テニスコート

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	410	410	210
夜間照明	全灯	510	510	510

5 薬勝寺池南公園野球場及び歌の森運動公園野球場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)	
		薬勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料 全面	480	1,840
	有料		7,360

備考 この表において「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート及び下村テニスコート

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	330	330	330
夜間照明	全灯	510	510	510

7 パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場

区分		単位	金額(単位：円)
1日券	16歳以上	1人1日間につき	410
	16歳未満		210
年間券	16歳以上	1人1年間につき	12,340
	16歳未満		6,170
年間共通券	16歳以上	1人1年間につき	18,510
	16歳未満		9,260

備考 「1年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。
ただし、休業日及び休場期間を除く。

8 大島弓道場

区分			金額(単位：円)			
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後5時から 午後9時3 0分まで	午前9時から 午後9時3 0分まで
射場	団体	一般	3,090	3,700	4,110	10,900
		高校生以下	1,030	1,230	1,340	3,600
	個人	一般	210	210	210	620

7 パークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場

区分		単位	金額(単位：円)
1日券	70歳以上	1人1日間につき	210
	16歳以上70歳 未満		410
	16歳未満		210
年間券	16歳以上	1人1年間につき	12,340
	16歳未満		6,170
年間共通券	16歳以上	1人1年間につき	18,510
	16歳未満		9,260

備考 この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの
期間とする。ただし、休業日及び休場期間を除く。

8 大島弓道場

区分			金額(1時間当たり 単位：円)
射場	団体	一般	1,230
		高校生以下	400
	個人	一般	60
		高校生以下	30
研修室	団体		360

		高校生以下	100	100	100	310
研修室	団体		1,080	1,230	1,230	3,500
射場	個人	年間利用券	一般			12,340
			高校生以下			6,170
			下			

備考 大会等で全館を専用使用する場合の使用料は、団体の区分に応じた額の10割増しの額とする。

射場	個人	年間利用券	一般	14,400
			高校生以下	7,200

備考

- 1 大会等で全館を専用使用する場合の使用料の額は、団体の区分に応じた使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

射水市下村交流センター条例(平成17年射水市条例第120号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○射水市下村交流センター条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月1日 条例第120号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の生涯学習の場と児童の健全な遊び場を提供することにより、世代間交流を進め、<u>健康で明るいまちづくりの推進に寄与するため、交流センターを設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 下村交流センター(以下「交流センター」という。)に所長及び職員を置く。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 交流センターの開館時間は、<u>午前9時から午後8時までとする。</u></p> <p>2 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を臨時に変更することがで</p>	<p>○射水市下村交流センター条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月1日 条例第120号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の生涯学習の場と児童の健全な遊び場を提供することにより、世代間交流を進め、<u>健康で明るいまちづくりの推進に寄与するとともに、住民の利便及びサービスの向上を図るため、交流センターを設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 下村交流センター(以下「交流センター」という。)に所長及び職員を置く。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 交流センターの開館時間は、<u>午前8時30分から午後6時30分までとする。</u></p> <p>2 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を臨時に変更することがで</p>

きる。

(休館日)

第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館し、又は閉館することができる。

(損害賠償の義務)

第6条 入館者は、故意又は過失により交流センターの施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の下村交流センター設置条例(平成15年下村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

きる。

(休館日)

第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館し、又は閉館することができる。

(損害賠償の義務)

第6条 入館者は、故意又は過失により交流センターの施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の下村交流センター設置条例(平成15年下村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

【別記1】

現行

名称	位置
下村交流センター	射水市加茂中部888番地2

改正後（案）

名称	位置
下村交流センター	射水市加茂中部888番地2

小・中学校空調設備整備事業について

1 事業概要

小学校の普通教室等への冷房設備設置については、児童の熱中症対策、健康管理並びに教育環境の改善を目的として、平成31年度から順次整備する計画としていたが、今夏の記録的な猛暑を踏まえ、未設置の特別教室等を設置箇所を追加し、国において従来の交付金よりも有利な財源で新たに創設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（以下、臨時特例交付金）」を活用しながら、計画時期を前倒して緊急的に整備する。

また、中学校においては、平成26年度末までに全ての普通教室等に冷房設備を設置したが、臨時特例交付金を活用して未設置の特別教室等にも整備し、夏季における生徒の安全対策と教育環境の更なる充実を図る。

2 設置箇所（案）

小学校		中学校	
普通教室	171室	平成26年度中学校普通教室等空調設備設置工事又はこれまでの大規模改造工事の中で整備済み	
特別支援教室	29室		
通級指導・少人数教室、学習室等	56室		
特別教室（音楽室、図書室）	10室		
給食配膳室	7室		
特別教室（理科室、図工室、家庭科室等）	43室	特別教室（理科室、美術室、家庭科室等）	24室
特別活動室等	31室	特別活動室等	7室
合計 347室 (合計 24,464 m ²)		合計 31室 (合計 3,199 m ²)	

※ 網掛け部分は、追加整備する箇所

3 事業費

事業費	財源内訳
小・中学校併せて 1,112,400 千円	国庫交付金 215,396 千円
※ オープン教室改修工事費、実施設計業務委託費（中学校分）を含む。	起 債 870,800 千円
	一般財源 26,204 千円

4 概略整備スケジュール（案）

	平成30年度		平成31年度			
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
実施設計業務	小学校整備分 (委託期間: H30.4月~H31.2月)					
		中学校整備分				
整備工事		小学校普通教室・特別教室等 (8月末完了予定)				中学校特別教室等

射水市でのフットボールセンター整備について

1 事業の経過について

富山県サッカー協会では、平成25年に整備された富山県フットボールセンター（滑川市）に加えて、県西部においても「富山県第2フットボールセンター整備事業（仮称）」の整備を検討され、平成27年7月以降、毎年度継続して県西部各市に対し誘致に関する打診が行われてきた。

また、そうした動きとあわせて、射水市サッカー協会からも射水市への誘致の要望があり、本事業についてこれまで検討を重ねてきた。

その結果、フットボールセンターの整備により、市民をはじめ県民の注目度や関心の高いサッカー競技の強化とスポーツに親しむ場の充実のほか、大会開催やスポーツ合宿等での活用による交流人口の拡大、さらには海王丸パーク等のウォーターフロントの賑わい創出が見込まれることなどから、市をはじめ県全体のスポーツ振興に資するとともに、地域の活性化に大きく貢献するものと考えている。

こうしたことから、本事業について、県関係部局とも相談をしながら慎重に検討を重ね、先般、県サッカー協会へ射水市への誘致の意向を示したところ、県サッカー協会において本市への誘致が認められたことから整備に向けた取り組みを進めるもの。

2 事業の概要について

(1) 整備予定地 富山新港東埋立地内（県有地）



(2) 施設の要件

- ① FIFA 規定の人工芝フィールド (105m×68m) 2面
- ② フットサルコート(40m×20m 屋根付) 1面
- ③ 夜間照明施設、防球ネット
- ④ クラブハウス (事務所、会議室、ロッカールーム) 1棟
- ⑤ 駐車場 150 台以上

3 工事費用 (概算) について

設備費用は約 6 億 2,200 万円 ※既整備地の事例を参考。

(内訳)

人工芝、ネット	2 億 5,700 万円	夜間照明設備	5,000 万円
クラブハウス	7,500 万円	造成費用	2 億 4,000 万円

4 補助金 (概算) について

(公財) 日本サッカー協会より	最大 7,500 万円
toto スポーツくじ振興基金助成金	最大 1 億 2,500 万円

5 今後のスケジュール (案) について

2019年	基本計画の策定
2020年	実施設計の策定
2021年	工事着工
2022年	12月まで完成予定

射水市立大門わかば幼稚園の認定こども園化について

1 大門わかば幼稚園の認定こども園化の必要性について

大門地域では、3歳未満児の保育園需要が高まる一方で、幼稚園需要は減少傾向にあり、更に、大門わかば幼稚園（射水市二口427番地1）に隣接する中村地内で宅地開発が進んでいることから、保育の受け皿の拡充が必要になってきている。

2 移行する認定こども園の概要について

(1) 類型

【幼稚園型】認定こども園

<イメージ>

幼稚園 + 保育園機能（3歳未満児の入園が可能）
 (1号認定) (2号・3号認定)

(2) 教育・保育内容

- ・これまでの幼稚園教育・保育内容を継続する
- ・保育園機能については、保育短時間認定〔AM8:30～PM4:30〕の2号認定（3歳以上児）及び3号認定（1,2歳児）を受入予定（1歳児5人程度、2歳児10人程度、3歳以上児各10人程度）

(3) 開園日

月曜日から金曜日まで

(4) 認定こども園への移行時期

平成32年（2020年）4月1日

3 大門わかば幼稚園の入園状況

各年度:5月1日状況(学校基本調査から)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
大門わかば幼稚園 (利用定員:155人)	3歳以上児	143	133	116	89	75	72
	定員比	92%	86%	75%	57%	48%	46%

※認定こども園とは

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、保育が必要な3歳未満児の入園が可能になり、3歳以上児は保護者の就労状況等に関わりなく教育・保育を一緒に受けることが可能となる。

(参考) 認定こども園制度の概要について

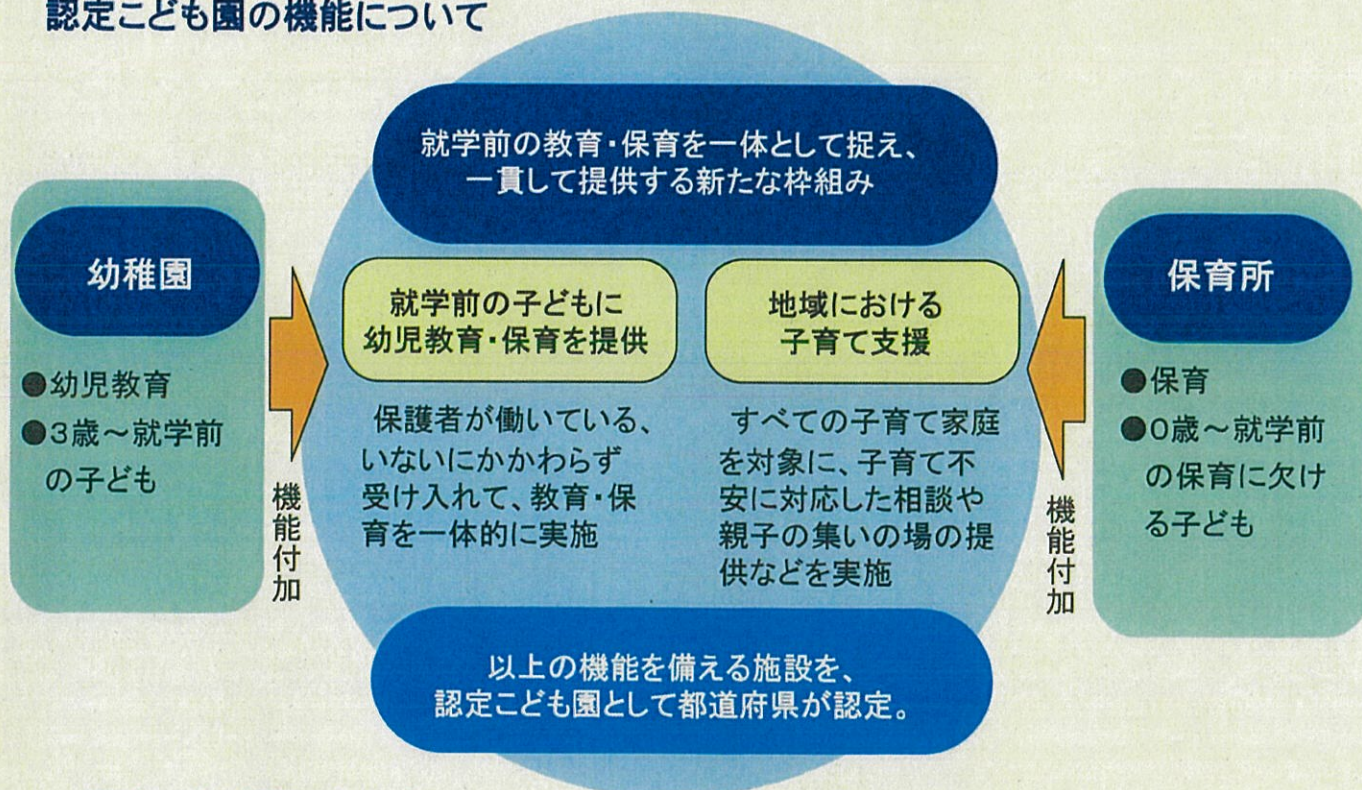
資料 6-1

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

② 地域における子育て支援を行う機能
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

認定こども園の機能について



認定こども園のタイプ

認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることとなります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

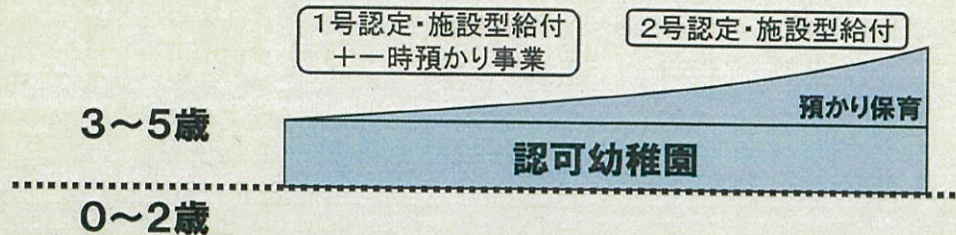
地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

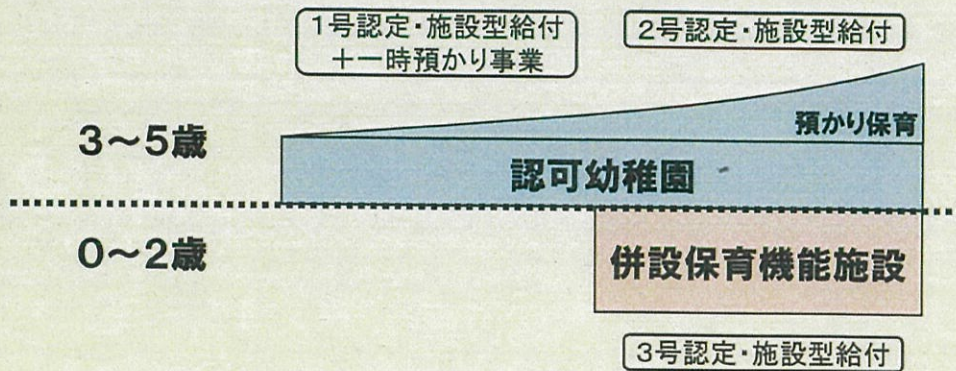
幼稚園型認定こども園の諸類型

○ 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。

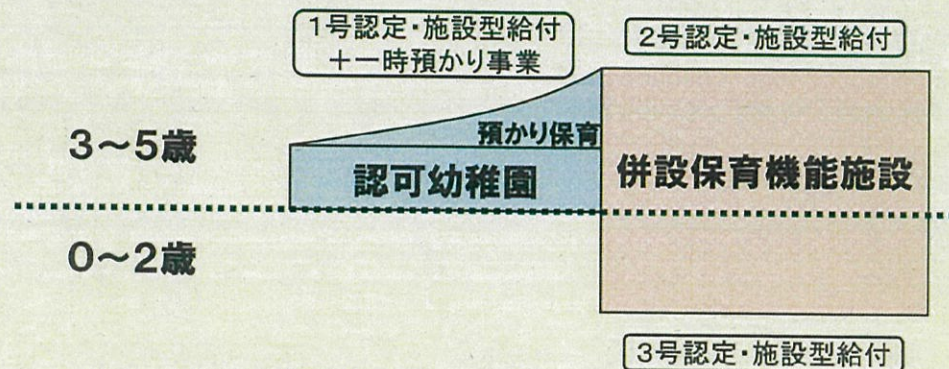
●幼稚園型認定こども園：単独型



●幼稚園型認定こども園：接続型



●幼稚園型認定こども園：並列型



※0~2歳児の受入れは必須ではない。

※認可外保育施設は幼稚園と緊密に連携して運営(合同保育)。

(各類型共通)

○保育を必要とする子どもの保育は保育士有資格者。なお、満3歳以上児については、保育士有資格者の配置が困難なときは、保育士の資格取得に向けた努力を行っている幼稚園教諭の配置可

○自園調理のための調理室は必置。なお、満3歳以上児については、給食の外部搬入可(加熱・保存等の設備が必要)。また、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)

○満3歳未満児の保育室・ほふく室等は、保育所と同等の基準面積

○接続型・並列型で幼稚園に併設される保育機能施設は、児童福祉法の届出対象外(児童福祉法施行規則第49条の2第4号)

平成30年度射水市子供議会体験プログラムの開催について

学校教育課

1 目的

ふるさと教育の取り組みとして、次代を担う子供たちが、市議会本会議の模擬体験を通して市議会の仕組みや役割を学び、「ふるさと射水」の市政に興味・関心をもってもらうことを目的とする。

2 概要

議場の見学と市議会の説明に加え、児童が各役割（議長、議員、市長、当局役）を決め、疑似的に本会議を行なう。

3 対象

- (1) 参加を希望した市内小学校の児童（6学年）
（参考：小学校では6年時に「国の政治のしくみ」を学びます。）
- (2) 学校またはクラス単位で参加（金山・下村小学校は合同参加）

4 実施期間

平成31年1月～2月（市議会開会中は除く。）
各校の参加日時及び参加校等は下記のとおり

5 内容

- (1) 議場等の見学
- (2) 市議会の仕組み説明
- (3) 本会議の模擬体験
児童が議長役、議員役、市長役、当局役となり議案の提案から質問、答弁を経て議決されるまでを、事前に作成したシナリオに基づき疑似的に行ない、本会議を模擬体験する。

6 開催日時、参加校等（所要時間は、1回あたり約40分）

平成31年	日 時	学 校 名	参加児童数
1月 16日(水)	午前 9時00分～午前 9時40分まで	小杉小学校 ①	33人
	午前11時00分～午前11時40分まで	小杉小学校 ②	31人
	午後 2時00分～午後 2時40分まで	小杉小学校 ③	31人
17日(木)	午前10時55分～午前11時35分まで	堀岡小学校	26人
18日(金)	午前 9時30分～午前10時30分まで	中太閤山小学校	54人
22日(火)	午前 9時00分～午前 9時40分まで	大門小学校 ①	38人
	午前11時00分～午前11時40分まで	大門小学校 ②	38人
	午後 1時45分～午後 2時25分まで	東明小学校 ①	29人
	午後 2時35分～午後 3時15分まで	東明小学校 ②	29人
23日(水)	午前 9時00分～午前 9時40分まで	塚原小学校	35人
24日(木)	午前 9時10分～午前10時10分まで	歌の森小学校	72人
30日(水) 【合同開催】	午後 2時00分～午後 2時40分まで	下村小学校	15人
		金山小学校	9人
31日(木)	午前10時30分～午前11時10分まで	作道小学校	35人
2月 19日(火)	午前 9時00分～午前 9時40分まで	大門小学校 ③	40人
	午前11時00分～午前11時40分まで	大門小学校 ④	40人
合 計			参加校 10校、参加児童数 555人

※ 平成29年度実績 参加校 7校、参加児童数 311人

平成 3 1 年射水市成人式について

1 目的

新成人の新しい門出を祝福するとともに、社会人として自ら生き抜いていくことへの自覚を促すよう激励する。

2 会場

アルビス小杉総合体育センター（大アリーナ）

3 期日

平成 3 1 年 1 月 1 3 日（日）

4 次第

1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0 式典

- ・ 開式
- ・ 国歌斉唱
- ・ 式辞〔市長〕
- ・ 祝辞〔市議会議長〕
- ・ 新成人誓いのことば〔新成人〕
- ・ 交通安全宣言〔新成人〕
- ・ 市民憲章朗読〔新成人〕
- ・ 閉式

1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 5 0 アトラクション

- ・ 越中大島太鼓（終了予定時刻、午前 1 0 時 5 0 分）

5 対象者

平成 1 0 年 4 月 2 日から平成 1 1 年 4 月 1 日までに出生し、射水市に住民登録のある者及び希望者を対象とする。

平成 3 1 年対象者数 1, 0 0 7 人（1 1 月 1 日現在、市外参加者除く。）

〈参考〉

平成 3 0 年対象者数 8 9 1 人中、参加者数 7 1 6 人

（出席率 8 0. 4 % : 市外参加者除く。）

6 周知方法

- (1) 対象者に案内状（受付券同封）を送付（1 1 月下旬）
- (2) 「広報いみず」1 0 月号・1 2 月号に開催のお知らせを掲載
- (3) 市ホームページ等に開催のお知らせを掲載

7 駐車場及び交通導線について

当日、交通混雑が予想されるため、来賓・招待者と新成人の交通導線及び駐車場を分ける。

平成 30 年 12 月の主な行事予定

資料 9

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	土					
2	日	10:00	高周波文化ホール	射水市生涯学習フェスティバル、生涯学習作品展	生涯学習・スポーツ課	教育長
3	月					
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水					
20	木					
21	金		各幼稚園、小中学校	2学期終業式	学校教育課	
22	土	10:00	本庁舎302会議室	いみず親学びスクール(第3回)	生涯学習・スポーツ課	
		11:00	中央図書館	冬のお楽しみ子ども会	中央図書館	
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
11/30	2/24	新湊博物館	十二支展				
12/12	12/27	中央図書館	「冬だ。Xmasだ。年末だ！」展				

平成31年1月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	火	0:00	放生津八幡宮前	射水市元旦マラソン(第56回新湊会場)	生涯学習・スポーツ課	
		9:30	大門総合体育館前	射水市元旦マラソン(第42回大門会場)	生涯学習・スポーツ課	
		10:00	下村加茂神社	獅子分け神事	生涯学習・スポーツ課	教育長
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火		各幼稚園、小中学校	3学期始業式	学校教育課	
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日	10:00	アルピス小杉総合体育センター	平成31年射水市成人式	生涯学習・スポーツ課	○
14	月					
15	火					
16	水					
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水					
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					
31	木					

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
11/30	2/24	新湊博物館	十二支展				
1/11	1/24	中央図書館	「新たな年に、新しいこと。はじめての○○」展				